

1. 議事日程（平成28年第3回北広島町議会定例会）

平成28年9月12日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

森 脇 誠 悟	町道草刈りにアダプト制度の活用を
梅 尾 泰 文	豊平病院の現在と今後は 年金のシステムに加入及び啓発状況は
大 林 正 行	箕野町政1期目の総括と2期目への決意を伺う
美 濃 孝 二	真の住民自治を確立する”まちづくり条例”を
中 村 勝 義	個人情報保護法と情報開示の見解を問う 農業振興策を問う

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 真 倉 和 之	2 番 中 田 節 雄	3 番 久 茂 谷 美 保 之
4 番 藤 堂 修 壮	5 番 梅 尾 泰 文	6 番 森 脇 誠 悟
8 番 室 坂 光 治	9 番 中 村 勝 義	10 番 伊 藤 久 幸
11 番 浜 田 芳 晴	12 番 藤 井 勝 丸	14 番 田 村 忠 紘
15 番 美 濃 孝 二	16 番 大 林 正 行	17 番 宮 本 裕 之

3. 欠席議員は次のとおりである。

13 番 蔵 升 芳 信

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 空 田 賢 治	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 成 瀬 哲 彦	大朝支所長 清 水 繁 昭	豊平支所長 多 川 信 之
危機管理監 五 反 田 孝	総務課長 古 川 達 也	財政課長 信 上 英 昭
企画課長 畑 田 正 法	税務課長 西 村 豊	福祉課長 清 見 宣 正
保健課長 福 田 さ ち え	農林課長 藤 浦 直 人	商工観光課長 沼 田 真 路
建設課長 砂 田 寿 紀	町民課長 坂 本 伸 次	上下水道課長 浅 黄 隆 文
消 防 長 田 辺 弘 司	学校教育課長 石 坪 隆 雄	生涯学習課長 佐々木 直 彦
会計管理者 畑 田 朱 美	国土調査事務所長 林 秀 治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（加計雅章） 日程第1、一般質問を行います。質問通告が重複したものもありますので、答弁が終わったものについてはご配慮をお願いしておきます。質問時間は30分以内で、また、答弁においても簡潔に行うようお願いしておきます。登壇してマイクを正面に向けて行ってください。質問の通告を受けておりますので、6番、森脇議員の発言を許します。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇誠悟です。先日、カープが25年ぶり7回目のセ・リーグ優勝を決めました。カープファンにとっては大変うれしいことですし、町内でもビールかけをされるなど大変盛り上がったようでありまして、経済効果も相当あるようです。元気をもらった方もたくさんいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。さて、さきに通告をしておりますように、私は草刈り対策について質問をさせていただきます。これまで草刈り対策について、何度も一般質問等々で問題提起をされてきました。畦畔の草刈り、農道、林道、町道等の草刈り、有害鳥獣対策のための草刈り等、中山間地域では多くの草刈りがあります。今定例会におきましても、畦畔の草刈りや道路のり面の立木の問題についても質問が用意をされております。私は、町道の草刈りについて質問、あるいは提案を行っていきたいというふうに思っております。本町は、大変広大な面積を有しております。町道の総延長も大変長く、町道のり面等の草刈りは、行政だけの力では無理があるというふうなこと私も理解をしております。地域のことは地域住民が守るといふ、そういうボランティア精神、あるいは共助・協働の精神で、多くの町道、ほとんどとっていいかとも思いますけれども、地域住民それぞれが実施をされている実態があるかと思っております。この地域住民の精神は大変大切なことですし、心から敬意を払いたいというふうに思っております。しかしながら、過疎、高齢化が進んでおり、地域住民が草刈りをするのがだんだん困難になってきております。自己所有の畦畔でも大変困っておられるという状況がある中で、ましてや公共の町道ではなおさらのことです。高齢者だけのお家が1軒、あるいは2軒あって、そのお家に行くまでの町道、すぐ道端の家もあれば、大変長い距離を持った町道もあります。それも大変であります。また、家の前は、その家の人が自分

でやるのがもう当たり前だというふうな風潮もあります。高齢者であれば、なおさら無理な話であろうかと思えます。自分でできない場合は、シルバー人材センター等をお願いをしてまでも行っている場合があるとお聞きをしております。公共の町道の草刈りを自分の出費でやっているということでもあります。また、ところによっては、コンクリートののり面等で、全く草刈りを要しない町道もありますし、先ほど言いましたように、草刈りを相当せにゃいけん場所もあろうかと思えます。一方、地域住民がせずに、町道管理は行政の責務であるということで、行政のほうに要請をされて、行政が行う地域、あるいは路線もあるようでございます。公共道路でありますので、先ほど申しましたような状況の中で、行政の公平性・平等性からも課題があるんじゃないかというふうに思っております。そこで、質問をさせていただきます。町が草刈りを実施している町道の路線数、延長数はどのぐらいあるのか、地域別にお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 町道の草刈りのご質問でございますが、現在、町が発注しまして草刈りをしている路線及び延長につきまして、芸北地域におきましては3路線で13km、大朝地域につきましては3路線で10km、千代田地域では8路線で10km、豊平地域で7路線で10km、全地域で21路線の44kmほどとなっております。これは全体の約5%程度ということでございます。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 大変長い延長数でございますので、44km、これは両サイドもだろうと思えますけども、全体のわずか5%ということでもあります。その中では、全く草刈りがされていないというふうな路線もあるんじゃないかと思えますけども、先ほど言いましたように、地域の方が率先をして刈っていただいておりますというふうに思えます。そのうち、町がみずからの判断で、これはやらにゃいけんだろうと、周りには人家もなくて、集落と集落をつなぐ町道等について、これはもう行政がやらにゃいけんだろうというふうな場所もあろうかと思えますが、住民のほうから、大変だから、この辺を町道だろうけ刈ってもらえんだろうという要請に基づいて行政出動でされた地域、町道があれば、その割合をお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 地域要請によるものということでございますが、基本的には地域間を結ぶ町道ということで、地先がある程度、今までの慣例でお願いできないようなところを実施しておりますので、例えば部分的でありますとか、緊急的に道路交通上の支障があるということで判断したものは多少あろうかと思えますが、基本的には地域要請で、この路線をやってくれというようなことはございません。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 自分たちでできる場所も行政がやってくれにゃあ困るじゃないかというふうな意見といいますか、状況、私の耳には幾らか入ったことがありますけども、町のほうから、そんな実態はないということですので、安心をさせていただきます。その町のほうで実施をされている草刈りで、そこに要しておる予算というのは大体どのぐらいあるものかというふうにお聞きをしたいと思えます。町道の維持管理費、あるいは農業関連で、法人なり地域の営農集団等がされておる場合もありますが、町がされておるような事業で、どのぐらいの予算、大まかになるかと思えますけども、わかれば事業別にお聞かせをいただければというふうに思えます。

- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 町道の草刈りということで、道路維持のほうに一応管理の目的で予算化をしておりますので、そのことで回答させていただきたいと思います。道路維持修繕事業の委託料へ一応計上を毎年させていただいております。予算的には約300万円程度を見込んでおります。ほかの中山間でありますとか、直接支払の部分は、町道が幾らということはおそらく難しいと思います。
- 議長（加計雅章） 森協議員。
- 6番（森脇誠悟） 町道の維持管理費、これが委託料で300万円ということでございますが、質問の内容が草刈りに特化をして幾らかという算出は大変難しいというふうに思っております。ほとんどが、例えば町道の修理ということになるんじゃないかというふうには思いますが、ところによれば、委託を受けてられる方が草刈り機で刈っておられる現場も拝見をさせていただくということがあります。この300万円が果たして本町の草刈りに、多いのか少ないのかという疑問が残るところでございますけれども、これはまた、後で質問をさせていただければというふうに思います。平成28年度の施政方針で、高齢化等により環境保全維持が困難になりつつある町道や普通河川敷の草刈りについて、地域協議会への補助金を拡充することで、協働のまちづくりを推進するというふうに述べられております。それによって、ふるさと基金250万円が各地域協議会を通じて助成をされているんじゃないかというふうに私は思っております。まだ年度中途でありますので、状況把握等は難しいかと思いますが、今の時点で、本当に施政方針で言われたように、町道あるいは河川敷の地元の草刈りに対して適切に草刈り助成が使われているのか、あるいは効果も出ているのかというふうに思うわけでございますが、どういうふうな把握をされておりますでしょうか。お聞きをしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） 地域協議会への助成でございますけれども、今おっしゃいましたとおり、草刈り等の支援を行うために、今年度、今までもございましたけれども、環境保全補助金部分の見直しを行いまして、250万円程度の増額をさせていただいております。この活用でございますが、まだ、途中でございますので、聞き取り等して、実際どう使われたのかというふうなところの把握はしておりません。これを増額交付をさせていただくときに各地域協議会に内容を説明をさせていただいて、その地区地区で考えていただきまして、草刈り費用の増額でありますとか、新たな草刈り費の各個別交付とか、そこら辺のところを考慮して実施するというふうなことをお聞きしております。また、議員おっしゃいました、このふるさと寄附を活用してというふうなことはございましたけれども、これにつきましては、ふるさと寄附の活用ではなくて、一般財を活用して、この助成をさせていただいておりますのでございます。以上です。
- 議長（加計雅章） 森協議員。
- 6番（森脇誠悟） ふるさと基金を活用してないということですが、このふるさと基金、全く地域協議会のほうには出ていないんですか、ちょっと話はずれるんですが。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） ふるさと寄附につきましては、地域協議会の活動支援として寄附をしたいというふうな項目がふるさと寄附の中にありますので、その項目によって、各地域協議会に寄附したいと申し出た寄附につきましては、そのまま地域協議会のほうにお渡しをしております。その内容につきましては、その地域協議会でまた考えていただく部分もございますので、

どこに活用されたかというところは、また、その地域地域で考えていただくこととなっております。以上です。

○議長（加計雅章） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 草刈りの助成として250万円を地域協議会のほうに少し追加をして助成をしたと。ふるさと基金は、それぞれの寄附者の思いによって地域協議会のほうに補助金をアップしたということでいいですね。その地域協議会の実態に応じて、そのふるさと基金も使ってくださいということでもよろしいんですね。ということは、直接行政の側が、これは草刈りではないんですよとか、地域の振興に役立ててくださいというふうなことは、行政のほうでは思いがあるかもわかりませんが、使う側の地域協議会にとっては、極端に言えば、何に使ってもいい、必要なことに使っていこうということの判断でよろしいでしょうか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 今年度増額させていただきました250万円部分につきましては、環境保全補助金部分ということでございますので、草刈り部分に活用していただきたいということで、一般財のほうから補助金として出しておりますので、これは目的とすれば、草刈り目的での補助金になろうかと思えます。先ほど申し上げましたふるさと寄附のものにつきましては、寄附者の意向というものもあろうかと思えます。こういうことに使っていただきたいという要望を生かしながら、その地域で寄附者の思いに沿った活用もされるでしょうし、また、その中には、地域の判断で使える部分も出てきた場合には、草刈り等にも使われる場合もあろうかと思えます。そこはまたその地域地域での地域協議会での判断になろうかと思っております。

○議長（加計雅章） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 少し話がそれてもいけないんですが、私の思いは、ふるさと基金というのは、寄附をされた方にも、その地域協議会で具体的に何に使ったか、どういう結果があって、基金のおかげで、どういう効果が生まれたかというふうなことを具体的に寄附者に報告ができるような事業活用に使われたらどうかという、これはあくまで私の思いでございますが、次に移らせていただきます。先ほど言いましたように、草刈りは大変な作業であります。空き家も増えてきている状況ですし、耕作放棄地も増えてきております。有害鳥獣被害を食い止める対策としても草刈りは大変重要な作業であります。バッファゾーンとしてきれいに草刈り、除伐をしても、四、五年もすれば、またもとに戻ります。これも継続が必要な事業だろうというふうに思えます。また、本町の集落支援員によるアンケート、2年ぐらい前になろうかとも思いますが、そのアンケート調査でも、一番困っているのは草刈りであると。ほかの草刈りに関連をした、言いますと、相当大きなパーセンテージを持っております。草刈りも大変な大きな課題です。それはそこに住む住民にとっても、行政にとっても、ますます大きくなっていく課題だろうというふうに思えます。そこで、今、広島県が実施をしておりますアダプト制度、本町も町道に活用できないかということで質問をさせていただきたいと思えます。簡単に、このアダプト制度について紹介をさせていただきたいと思えますけれども、アダプトというのは、英語で、養子縁組をするという意味があるようでございます。地域住民や地域で働く皆さんがボランティアで道路を清掃して、我が子のように面倒見ていく活動、アダプト活動を行政が支援をしていく。行政と町民が二人三脚で行っていくまちづくりの制度であります。1985年にアメリカのテキサス州において、初めてこういった制度が導入をされて以来、日本でも1998年、これは四国の徳島県神山町というふうに伺ってますけれども、そこで、最初に日本で導入

をされ、以来、急速に全国でこの制度が広がってきております。2015年の時点で、全国の約380自治体で導入をされ、約4万の団体が登録をされており、250万人以上の方が活動されておるといふふうにお聞きをしております。広島県におきましては、2000年から導入をされ、現在約800団体、約3万1000人が登録されて活動されているということであり、そこで、まず、町内におけます、町内の団体の広島県が行っているアダプト制度、俗にマイロード事業といふふうに言われておりますけれども、その認定団体数についてお聞きをします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 現時点でのアダプト認定団体数、これはマイロードですけれども、32団体ございます。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 平成27年度行政報告の数字では27団体というふうに記載をされておりました。今年度が32団体ということですので、昨年に比べて、本年度はまた5団体増えているということになるかと思えます。いかに、このアダプト制度が住民の者にとって必要であるかというふうなことを裏づけていってることだと思えますし、年々、そこに申請をされて、自分たちのまちは自分たちで守っていこうという精神の表れだといふふうに思えますし、そういったことを行政も本当に支援をしていかにゃいけん、行政だけでは無理なんで、そういった気持ちを行政も本気で支援をしていこうという表れだといふふうに思っています。例を言えば、千代田高校の生徒さんたちが、春木地区の国道261号線を清掃されている姿を見ますし、マイロード認定団体ですという看板もよく見かけるところであります。この庁舎前にもそういった看板が掲げられております。高齢化により、だんだん草刈りが困難になってきている状況であります。先ほど申し上げたとおりでございます。草刈りのできる人たちが、できない人、無理な人の分も合わせて、できる人が協力をして草刈りをやっっていこうという、このアダプト制度を本町も町道に対して活用するべきと思えますけれども、町の見解をお聞きをします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） アダプト制度の件でございますが、昨年度草刈り支援につきましては、縷々検討させていただいたところでございます。その中で、既に地域協議会への交付金の中に環境保全の経費も従前から含まれていたということで、それらとどうすみ分けをするかという問題が一つありました。そして、またアダプト制度、先ほど少しご紹介がございましたが、認定団体の申請から始まりまして、毎年実施計画、申請、それから写真でありますとか帳簿等々、いろんな手続きが、奨励金が交付されるまでは必要となってきました。認定申請以外は毎年の期限が決まった作業ということになります。さらに年間3回以上草刈りをしてくださいといふこと条件がついております。これらを一応考慮いたしまして、本町では、地域協議会への交付金の増額ということで、今年度から対応させていただいておるところでございます。そういったところでございますので、関係者の方には大変申しわけないところでございますが、現在のところ、アダプト制度の町版といふところの導入は考えておりません。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 先ほどの地域協議会の助成、何に使われるかははっきりしない。その地域の状況によって使い方を振り分けをしていただくといふふうなことの中で、幾ら行政のほうがこの予算化をしても、実際にどうなってくるかといふのはなかなか難しいといふふうには私は思いま

す。まだ、ここ二、三年の実績を見ていかないと一概には言えない状況もあるかと思いますが、私はそういうふうに捉えています。今のアダプト制度、県がしておる制度はそうであります。申請、毎年するのが大変である。地域住民の人も大変、年3回以上もせにゃいけんのですよ。それは行政の言い分だと。年々、その認定団体が増えてきているということは、地域の人が、これは大事なことで、本当に先ほど言いましたように、私たちがこの地域を守っていこうということで増えてきているんです。ああ、面倒くさいけ、こんなものならやめようということなら、全然認定団体なんか増えてこないというふうに思います。そういった見解から、ぜひ、本町もやるべきじゃないかというふうに思っています。県内で、そういった独自の町道に対するアダプト制度を設立されておる市町がありますので、若干紹介をさせていただきたいと思いますが、内容も、江田島市のアダプト活動支援事業、奨励金交付事業ということでございますが、内容は、全く県と同じような内容でございます。奨励金の種類は、基本型、これは清掃・美化運動をされる団体に交付、また、付加型として、それに草刈り活動される団体に助成金を出していこうということでございます。基本型でいきますと、5人から14人には奨励金5000円、付加型でありますと、延長、草刈り回数に応じて基本型の奨励金に加算をしていくということでもあります。いろいろ積算のランクはありますけれども、50mから249m、草刈り回数が1回から3回ですと5000円、4回以上やると1万円、計算例でいきますと、活動に参加した人数が18人で、草刈り延長が600mの団体、基本型が1万円、付加型が2万円、計合わせて3万円の助成金を得られるということでございます。世羅町の紹介をします。これは町道草刈り作業交付金交付制度であります。これは加入団体の皆さんの保険加入、万が一に備えての保険加入と交付金交付があります。これは3人以上で構成をされている団体で、500m以上の草刈りをしてくださいよと。実施をした片側の延長が100m当たり1000円、年2回以上実施の場合は1500円、15万円を限度に交付をしますよということでもあります。まだ、ほかの市町も実施をしているところがあるようですけれども、大変、この公平性、継続性を考えると、この制度というのは大変意義があるんじゃないかというふうに思います。先ほども一つの例として言いましたように、やりやにゃあいけん、地域の中でも、もう自分たちがやらにゃあいけんという、そういったムードがある中、なかなかできない、ましてや自分の家に、周りの町道が相当長いということは、自分で、先ほど言いましたように、自分でお金を出して雇わにゃいけんということでもあります。地域協議会への助成も全部否定はしませんけれども、やはり先ほど言いましたような大きな課題となっておりまして、抜本的に制度設計が必要じゃないかというふうに思います。また、このアダプト制度は、もし、町道のみならず、あれば町が所有しております施設、あるいは土地の草刈り整備、そういったもの、指定管理にされているところは、そこでできると思いますけれども、指定管理のされていない空き地等々の草刈り、あるいは清掃というふうなことも制度を広げていく可能性が十分にあるアダプト制度だというふうに思います。本気で前向きに検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。先ほどのように、申請が大変ですよ、年3回以上やるんですよ。であれば、本町独自の認定申請をされる団体のそういった手間暇を、少しでも労力を少なくしてでも、独自の本町に合った制度を設置をして、この課題解決の第一歩、大きな一歩を改めて踏み出す必要があるんじゃないかというふうに思います。もう一度町長に見解をお聞きをします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） この草刈りのことにつきましては、二、三年、もうずっと議論をさせていた

だいておるところでありまして、昨年度、今、紹介をいただきました県内の他市町の状況等も当然調査をしながら検討をしてきたところでもあります。担当課長のほうから説明させていただいたとおりでありますけども、いろんな議論をする中で、合併前から、旧町それぞれこういった地域協議会という名前ではなかったかもわかりませんが、各地域で、自分たちの地域は自分たちで守っていこうという精神のもとに草刈りを行ってもらっていたと。その部分で、各地域にお支払いをさせていただいておったという歴史的なものもあって、その部分を引き継いでやらせてもらうのが一番整理としてはつきやすいというふうに判断をさせていただきました。ある程度基準も見直させていただいて、250万程度追加をさせていただいて、合計では617万ぐらいになるということでもありますけども、そういう形でさせていただいております。実際には、中山間地域の直接支払いで草刈りもやったりというような地域も、地域によっていろいろございます。そういったところも全部考慮して、アダプト制度導入というのはなかなか、あるいは地域協議会へ出しておるものを返還してもらおうとかいうような話になりますと非常に複雑になってまいります。ということで、この地域協議会へ一本化して支払いをさせていただこうということで整理をさせていただいたものであります。アダプト制度もこの中に包含されておるといふふうにも理解はできるんじゃないかというふうに思っておりますけども、考え方としては、自分たちの地域は自分たちで守っていこうという思いの中で、こういう整理をさせていただいたということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 旧町からある事業を継続するのが一番だろうというふうなことでございますけども、私は、今の答弁ではなかなか理解をしにくいというふうに思っております。アダプト制度というそのものじゃなくて、本町独自の、先ほど言われましたように、地域協議会を通じたの助成というのもありだと思えますし、アダプト制度に似たような面もあろうかと思えますけども、私が先ほども何度も言わせていただいたように、地域の中で、こういった制度ではずうっときたんでは難しいと。高齢化の中でひとり住まい、あるいは高齢者だけの家族、地域の状況の中であって、なかなか地域協議会で、ああしてくださいこうしてくださいというふうなことも難しい状況もあるんです。全部とは言いませんが、町内全域でそんな状況があるとは言いませんけども、実際にそういう状況はある方が結構いらっしゃるということなんです。だから地域協議会にお任せをして、やってくださいねという事業も大変ありがたいことです。地域の方が、わたらの地域協議会でやっていこうやということですけども、それがまだ十分でないということが実態としてありますから、先ほど来、いろんな例を申し上げて質問させていただいておるんですが、だから抜本的な制度、今までの事業の歴史的なものを引きずるということもありかもわかりませんが、その時代時代に沿った革新的な事業を展開をしていくということも大変重要なことじゃないかというふうに思います。再度、いろいろな関係者と検討していただくということを要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（加計雅章） これで森脇議員の質問を終わります。次に、5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文であります。今回の質問は、豊平病院の現在と今後はということと、それから年金のシステムに加入及び啓発状況はという大綱2点について質問をさせていただきます。今年4月より、指定管理者であります医療法人齊和會が豊平病院として再スタートしたわけであります。私は、先の3月議会で、常勤医師の不足から診療所にせざるを得ないという状況の中、豊平病院を病院として引き受けてもいいという医療法人があらわれました。



それは齊和會でありますけれども、そして、町はその齊和會にお願いをしてという状況であります。これまでも医師がいれば、豊平病院として存続していたということでもありますけれども、その状況がなかなか努力の甲斐があったにしても、うまくいかなかったという経過がございます。そして、医療法人に期待をして、賛成も私はしてまいりました。そして、賛成の討論もしてきましたけれども、その内容を要約しますと、4点あるわけでもありますけれども、まず、1点は、常勤医師は確保してください。そして2に、町の職員が3年間派遣をするわけでもありますけれども、その町の職員と、新たな医療法人の職員、採用されると思いますが、その両職員間の格差をなくすること。そして3点目でもありますけれども、働きやすい職場をつくること、そういう状況がないと患者さんに寄り添うという医療にならないということがあるわけでもあります。そして4点目でもありますけれども、労働基準法を守るということ、その4点を条件につけて賛成をいたしました。そこで、お聞きをいたします。第1点、現在、常勤医師は確保できていますか。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） ご質問いただきました常勤医師の確保について、保健課からお答えをさせていただきます。医師の採用時期や中山間地域の病院であることもあり、現時点では、常勤医師の確保には至っておりません。指定管理者も採用時の賃金などについて、地理的な面も考慮され、常勤医師確保に取り組んでおられる中、現在、交渉中の方もおられます。引き続き、指定管理者ともども常勤医師確保に鋭意努力してまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） まだ常勤の医師が確保されていないという回答がございました。今年の3月に議会の全員協議会の中で、病院の存続を指定管理にしたいということを町長が説明をされましたけれども、引き受けたいという法人が医師の確保ができるというふうにお聞きをしたわけがあります。ここの多くの議員の方も、医師が確保できるんなら、病院として存続できるからいいじゃないかというふうに心を決められたというふうに思いますし、私も実はその言葉で病院の存続に賛成をしたわけでもあります。その説明の状況は、医療法人がうそを言ったのですか。あるいは、町長がうそを言ったのですか。結果として、そういうことになるんじゃないんですか。お聞きをします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 常勤医師の確保、これが非常に大切なことだというふうに思っておりますけれども、今、指定管理を受けていただいております齊和會の理事長、一生懸命努力もしていただいております。私たちも努力をしているところであります。ただ、指定管理が最終的に決まったのが、もうかなり前年度も終わりに近づいたところでありまして、大体、医師の異動が4月からというのが多いようでありまして、その時点には間に合わなかったというところが1点あります。そうした状況の中で、理事長先生も週に5日ぐらいは最近こちらのほうに、豊平病院のほうに来ていただいたりして一生懸命努力をしていただいております。常勤医師の1名には変わりはありませんけれども、ある程度、そこはカバーをしていただいておりますというふうに認識をしております。これからも、当然今も進行中ではありますが、常勤医師の確保については最大限の努力をしていきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 努力をされて、結果が出ていないということではありますが、これまで、この

努力は何年も何年もされて、結果が出てこなかったという結果の中で、齊和會にお願いをされたということでもあります。それで、もう半年もたつのに今の状況であります。これからも努力をされると言われるわけですが、これまでも聞き飽きたといえますか、ずうっと聞いておるわけでもあります。そのことが改善されるであろうという期待が非常に高かったということです。今の町長の弁でいうと、来年の4月には、それこそ1年間の期間があったんだから、今度は、そのような年度の中途、あるいは年度末で窮々としていたということを書えなくなっちゃうわけです。そこは期待したいと思います。次の質問に入りますけども、町職員は、3年で一応派遣が切れるわけです。あと2年半です。そして町の職員は、毎年進退をお伺いをする、どうしますか、続けますか、退職しますか、あるいは町の職員ですから、町のほうに医療関係でないところに帰ってきますかというふうなのをお聞きするわけですが、今年の3月に退職した病院職員もいますけれども、法人の職員は、今、退職したのを補充するために何人必要で、何人確保されていますか、お聞きをします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 法人職員の補充について、保健課から回答させていただきます。今の入院体制を維持するためには、最低でも常勤医師1名、看護師5名が必要です。また、整形外科の外来とりハビリに対応するために診療放射線技師1名、理学療法士1名、作業療法士1名、柔道整復師1名が必要でございます。看護師2名と医師、事務、作業補助員1名を10月に採用予定ですが、そのほかの職種と看護師の不足分については、引き続き募集をしていきます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） これは募集しているし、10月には採用になる可能性もあるということですが、これはどこにお願いをしておられるんですか、お聞きをします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 看護師については、ハローワークのほうに7月の下旬に募集をかけさせていただいております。他の職種については、8月上旬に募集をかけさせていただきました。また、看護師につきましては、きたひろのほうの求人募集のほうにもかけさせていただいております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 4月から稼働を始めて、ある職は7月下旬、ある職は8月上旬と、少し間があるようですが、その間は、もちろん定数が足らなかったということになるのか、あるいは労働がいろいろな方にしわ寄せ来ていたのかというふうに思いますけども、まず、なぜ、その7月の下旬、8月の中旬にかけたのかということをお聞きします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） なぜ7月、8月なのかということですが、指定管理者との話の中で、外来の受診状況、入院状況を考慮しまして、あとまた、就業規則のこともありましたので、7月下旬、8月上旬となりました。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 定数は何人何人欲しいんだけど、その定数に達していないという現状であります。そこで、病院業務に支障は出ていないか、労働強化や長時間勤務というふうなことが出ているのではないかとこのように思いますけども、お聞きをしてみたいと思います。

- 議長（加計雅章） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 病院業務の支障とか、長時間勤務についてでございますが、4月以降、外来患者、入院患者さんも増えていることや、職員は、地域の方々から期待されていることも受け、とても活気が出て、生き生きと働いていらっしゃいます。しかしながら、外来、病棟とも余裕のない人員でございますので、年休などが取りにくいときもあると聞いております。指定管理者のほうでも、長時間勤務にならないように労働環境の整備に取り組んでおられます。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 普通考えて、以前より職員が減って、入院が以前予定していた入院患者数よりも増えているという状況の中から考えてみれば、勤務が軽減されるはずはないというのは、誰が見てもわかるわけであります。もう一度聞きますが、長時間勤務や休暇が取れない実態をどのように克服しておられるんですか、お聞きをします。
- 議長（加計雅章） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 具体的に言いますと、休憩時間を交代でとっていただいたり、職員間で休みの調整をしたりとかいう形で、業務に支障がないようにお互いにフォローしていただいとってお聞きしております。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 今の職員の体制の中で、一番大切なのは、患者さんをどう医療体制、相対として見て接していくか、寄り添っていくかということですが、やはり、ぎすぎすしたといいますか、時間的な余裕がない勤務体制の中で、患者さんに寄り添えるということが非常に難しいという状況はあるのではないかとこのように思いますが、どのように克服しておられますか、お聞きをします。
- 議長（加計雅章） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。職員一同、患者に寄り添う姿勢で、日々の業務についておられます。忙しい中でも、医療職、医療に携わるプロとして業務に当たっていらっしゃいます。引き続いて、これからも努力してまいります。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） そのようなことは、これから町として管理者とでいろいろと話ししながら、あるいは労使で協議もしていくことなのかもしれませんし、また、後ほど質問をしてみたいというふうに思いますが、まず、労働基準法を守るということ、私も4点の中の1つに入れましたけれども、労働基準法は守られていますか。定款とか就業規則はできていますか、お聞きをします。
- 議長（加計雅章） 副町長。
- 副町長（空田賢治） 労働基準法の関係、定款と就業規則についてお答えいたします。労働基準法については、当然守るべきということで、言わずもがなで努力、守るということで努力をされておられます。また、定款でございますけれども、定款はできております。それから就業規則についてはですけども、派遣職員の就業規則はあります。そして、今から法人が採用する職員に関する就業規則についてでございますが、先ほど保健課長から少し答弁がございましたが、労使間のほうで協議をしておりましたけれども、就業規則一定の取りまとめができ、労基署のほうに今提出しているということでもあります。こういう状況でございます。

- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 少しおくれたのは就労規則であるというふうにお聞きしますが、ここまで就労規則が遅くなったという、その原因は何でしょう。当然4月から始まったわけでありますから、速やかにそのことを決めないと、何をもって労働するのか、就労するのかというのが明確にならないというのは明らかなわけでありますが、そここのところをはっきりお聞きしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 副町長。
- 副町長（空田賢治） 当然4月から、その法人のほうに採用されて働かれる職員が来ることも想定されましたけれども、当面はそういう状況がなかったということで、議員の賛成討論の中での条件の中でありましたような、町職員と、その法人職員の格差をなくすということ、こういう問題についても、どういうふうに対応するのかということ法人側のほうでも考えられ、労使のほうで協議を進めてきたということで、結果として、この時期まで延びてしまったということです。ただ、現実はその就業規則によって働いておられる職員がいなかったということなので、問題になってはおりませんが、採用に当たって、どういう就業規則、どういう条件で採用されるかということについては詰める必要があるということで、それに向けて、精いっぱい努力をされてきたということだと思います。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 今、副町長が回答されましたように、就業規則が少しおくれた原因の一つに、町の派遣職員と、それから法人の職員との賃金等の格差が生じるという部分を是正をしていく努力をしていたんだということでありますから、これから、さらにそここのところを真剣に取り組んでいただけるんだらうというふうに思います。それから、先ほど言いました労働問題をずっと質問しておりますけれども、働く環境、患者に寄り添える体制、就業規則等ができたということでありますが、今後十分に双方が町と指定管理ということでございますが、連携をして、豊平地域の人が本当に中心に期待をしておられるという状況は当然ありますから、ますます充実していくためにご努力をしてもらおうようお願いをしておきたいと思います。それから、今、町からの病院への派遣職員という状況でありますけれども、病院以外に今実際、病院で勤めておられる町の職員の方が病院以外の職場への異動を希望しておられる方がありますか。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 北広島町豊平病院に派遣をしております職員に関しましては、3年間の派遣期間ということになっておりますけれども、毎年度継続勤務等に関する意向調査を行うこととしております。8月にアンケート、それから個別面談を行ってきたところでございます。個別面談等の結果、個人の意向については、ここでの発言は控えさせていただきます。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 私も職員の方とお話をしていますけれども、病院職、特別に病院に勤めるために資格をとって、病院で勤務をしておりますそういう人たちが、そうではない、今も町の職員でありますから、事務職のほうにかわりたいんだというふうな意向もお聞きをしておりますから、当然、総務課長もそのことは聞いていますけれども、この場では、発言は慎みたいということだと思います。ということになると、ますます病院に勤務している職員がトータルとして少なくなるということですから、非常に危機的な状況があるのではないかとこのように思いますが、いかがですか。

- 議長（加計雅章） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） そのことも含めまして、先ほども申しましたように、ハローワークへの募集等で採用のほうを予定を考えております。引き続いての募集をかけて、職員の皆さんが働きやすい職場であるように指定管理者のほうも考えております。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 副町長。
- 副町長（空田賢治） 派遣職員及びその法人職員が働きやすい職場になるように、そして、今の問題についても解決できるように、指定管理者のほうには機会を捉えて助言、指導というのをやってまいりたいと思っております。特に毎月、具体的には月に1回、指定管理者と病院の職員、それから町、具体には保健課、総務課、財政課の職員と町長、副町長、私も出席しておりますけれども、豊平病院運営協議会を開催して、現状の把握や情報交換をして、お互いに連携して、この豊平病院事業が円滑に進むように協議をして、引き続き寄り添いながら、豊平病院の状況について、いろいろ指導、助言を進めていきたいと思っております。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 募集定員等、あるいは職種を見ると、どこが空白になりそうなのかというのは、ハローワーク情報見ても、だんだんとこれからもわかっていくというふうには思いますけれども、できるだけ、今働いておられる方たちに働きやすい職場環境をつくって、存続していただくということを希望しておきたいというふうに思います。それと、豊平病院はベッドが44床あるわけでありまして、そのベッドの稼働率であります。入院と外来の患者の推移をお聞きしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） ベッドの稼働率と、外来、入院患者数の推移についてご回答させていただきます。行政報告にありますように、外来延べ患者数についてですが、4月には1725人、5月は1845人、6月2116人、7月2232人と推移しております。平成27年度1日当たり74.6人だった延べ患者数が100人を超えております。また、入院延べ患者数及び病床利用率は、4月が495人で37.5%、5月562人で41.2%、6月746人で56.5%、7月846人で62%と推移しております。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 新しい齊和會にお願いをして順調に、今、月ごとに数字、%を報告いただいたわけですが、7月でいえば、入院で62%の稼働率ということでありまして。非常に喜ばしい部分があります。まず、指定管理者をお願いをするときに、指定管理料を設定するわけでありまして、3年間で約9億円の指定管理料が、今のところ私たちのほうにお聞きをしておりますし、年々その状況は来年、あるいは、その次の年に金額的には変わっていくということがあります。毎年見直しをするということがありますが、この一番最初に試算したときには入院稼働率40%で計算をした数字が3年間の9億円だったというふうに思いますけれども、今の状況で、これが伸びていくということも十分考えられるわけですが、今年度についてと今後についての考え方を今の指定管理料の関係でお聞きをしてみるわけですが、そこのお聞きをしたいと思っております。
- 議長（加計雅章） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 指定管理料について、今後の考え方と現段階について回答させていただきます。議員がおっしゃったように、現段階では、まだ4月から7月末という4カ月間の収

支でございますので、これから決算時において医業収益がどうなるかは未定でございます。協定書にありますように、指定管理料は年度協定でございます。先ほど副町長が申しましたように、豊平病院の指定管理者と協議を重ねております運営協議会において、これまでの収支の状況及びこれからの状況を把握しながら、来年度の指定管理料については協議、検討していく予定でございます。また、公営企業会計につきましては、公営企業法及び豊平病院の設置に関する条例において、4月1日から9月30日までの業務の状況については、11月末までに作成し、公表することになっておりますので、12月のできるだけ早い時期には、公営企業会計の報告をさせていただきます。また、年間の収支状況については、指定管理者との協定書及び北広島町の公の施設における指定管理者の条例によって、指定管理者の業務に関する報告を年度終了後50日以内に行っていただくようになっております。このことについては指定管理者のほうにもお伝えしておりますので、また、お互いに連絡を取りながら、今後のことを検討してまいります予定でございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 公営企業の関係の状況を12月の時点でご報告するというふうにお聞きをしたように思いますが、年度決算であろうと思いますが、12月での報告というのをちょっと理解できません。そこをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 公営企業会計につきまして、年2回報告がありますので、それで、前期の部分が、先ほど申しました11月末までを12月、残りは、3月末までのものを5月、7月という形にさせていただいております。そういうことでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 決算期は3月の末ですけども、途中で報告をするということでもありますから、理解をしました。流れはわかりましたけども、今のベッド稼働率が60%というところが、これから先わかりませんよということですが、今年度の契約部分の金額は、収益が幾ら増えても中途変更はないというふうに理解すればいいですか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 中途変更についてでございますが、今年度に関しては、中途変更の予定はございません。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 毎年毎年であるということでもありますから、今年、指定管理料を40%稼働率で見たものを1年目として指定管理料を支出をしたと。努力によって、収益が上がった部分については、病院側の利益であると。それだけ患者さんが豊平病院に集中をするというふうな状況であれば、北広島町の医療、国保であるとか後期高齢者医療のほうも、行政報告を見ても、数字が載っていますけども、どんどん伸びていくということは、町の予算にかなり食い込んでくるという状況が逆に出てくるんです。それは当然かかるわけですから、見れば、社会保険の被用者保険の方は、入院については少な目ではありますが、とにかく国保と後期高齢者医療が非常に多い。そこへの圧迫ということを考えたら、お願いをしましたがけれども、全て医療法人が総取りにする、言葉は非常に悪いんですけども、そういう状況が片方で生まれると。ですから、私は先ほど、全てもろ手を挙げて喜ぶというふうな発言をしなかったのは、そこなんです。そこはどのように理解しておられるんですか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 国保等の医療費の増加についてでございますが、議員おっしゃるように、4月以降の豊平病院の外来患者数の7割の方が後期高齢者の方でいらっしゃいます。国保の方が約2割、入院に関しましては、約9割の方が後期高齢者の方となっております。しかしながら、医療というものは医療が必要なときに適切に医療が受けられるということが地域にとっての安心につながると思っております。例えば風邪を引いたときに受診をする、足腰が痛いときに受診をして体が楽になるということで、生活の質が上がってくるということも、とても大切なことと思います。介護保険の認定の申請状況見たときに、膝関節の痛みであるとか、主な疾患のところで、筋骨格系とか転倒骨折というものがとても多くありますので、そこらの予防のためにリハビリを充実していただくというのは、とてもよいことで、介護保険のほうの給付のほうは下がっていくのではないかと考えております。また、医療を受けるときには、早目早目に受けていただくことでの重症化予防であるとか、あとは早期発見、早期治療ということで、やはり適切に医療を使っていただくということは、住民の方にとっての健康を守っていくということでは、とても重要なことと考えておりますので、医療費についても適切な医療を受けていただけるように、重複受診であるとか多受診をしていただかないような形の周知のほうをこれからは引き続いて取り組んでいこうと思っております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 4月から稼働し始めて、7月分までのデータをいただいておりますけれども、人数については、そのデータをいただいたわけでありましたが、収支、出と入りの数字は、どこでも見ることが今できていませんけれども、当然、ひと月に1回、そういう検討を双方でしているわけでありますから、そここのところを数字をお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 収支についてでございますが、ここで数字については、指定管理者のご了解も得ておりませんので、回答を控えさせていただきますが、豊平病院のほう、診療所を含めた北広島町経営健全化委員会を今年度も開催しております。その中で、来年度の年度協定のことについても協議、検討する予定でおりますので、その検討委員会が終わった後に報告ができるかどうかは、また検討させていただくように考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 議会の中に、いろいろなことを提案をされて、提案をされた中身の中で、いろいろとやりとりをしながら飲み込んで次の段階に入る。賛否がこの場で決まるわけでありませぬ。その資料もいただかないのに、指定管理者の方の了解を得ていない、じゃあ得ることができんかどうなんかもわからないというふうな、そういう言い方で議会に諮られている、その姿勢というのは何でしょうか。町長、副町長いかがですか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 収支状況については、先ほど担当課長のほうから言いましたように、上期で報告させていただいて、年度末で報告させていただくということでやらせていただきたいというふうに思っております。ほかの事業もそうですけれども、決算の作業というものの、特に公営企業はいろいろ修正等ありますので、そういうものについては、半期での整理ということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。いずれにしても、今、職員も、それから地域の皆さんも豊平病院、地元の病院を利用しようということで、今、一生懸命動いていただ

いておる最中でございます。必ずやいい方向に進んでいくというふうに思っておりますけども、いましばらく、半期が9月末でありますので、その状況でまた判断をいただければというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 人数、あるいは収支についても行政報告は3カ月3カ月で大体動きを示させてもらっているということがありますから、これについてのみ半年半年というのも解せない話であるわけでありまして。たまたま今回は、職員が少ない中で6割の稼働率、それから外来も増えてきたということで、歳入と歳出のバランスからすると、支出のほうが少ないというのは当然考えられます。それで利益が上がったということもあるわけでありまして、これから先は、求人が実って、職員さんが増えれば歳出も増えるわけでありまして、そこら辺からやっぱり見ていくということは必要だろうというふうには思うんです。これから、ぜひ常勤の医師の確保、あるいは医療スタッフの確保を早急にされて、やはり皆さんに安心して来ていただける豊平病院になることを祈念しておきたいというふうに思います。それで、豊平病院の質問については終わりたいというふうに思います。2問目の質問でありますけども、年金のシステムに加入及び啓発状況はどうですかということでありまして、年金も国民年金、あるいは共済年金、被用者年金といろいろ年金があります。そして、それぞれの年金の中には、まだ、さらにシステムがいろいろあると。そして、そのシステムについて啓発が町民についてされているかということでありまして、まず、今回は国民年金に焦点を絞ってお聞きしてみたいと思いますが、国民年金の制度ができたのはいつごろで、対象者や掛金が幾らだったんでしょうかというところからお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 国民年金制度についてでございますが、昭和34年に国民年金法が制定されまして、昭和36年4月から全面施行されております。20歳以上60歳未満の日本国民で厚生年金や共済年金の対象とならない方、これを被保険者としまして、掛金は35歳未満の方が、当時月額100円、35歳以上の方が月額150円ございました。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 今のお聞きして、国民年金法が施行されてから約55年が経過をしておるということでありまして。金額も上がってきた状況はございますけれども、それにあわせて、金額は上がってきましたけれども、とにかく年金というのは、将来を見据えて事前に納めておくということでありまして、その当時は、本当に将来にわたって年金を受け取ることができるかということの不信の中から、掛ける、あるいは加入するというのを、法律で加入は義務づけていましたけれども、加入しないという方がおられたというふうにお聞きをしますが、状況を把握しておられるかどうか、お聞きします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 年金の事前納付をすることの、不信で加入しない人や、見合わせる人につきましては承知しておりません。本町窓口におきましては、2号、あるいは3号被保険者の1号被保険者への資格取得、20歳到達時の資格取得等の事務手続を行っているだけでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 把握していないということですから、遡って、55年ですから、なかなか難



しいのかなと思います。その当時、仮に被保険者が何人で、免除等の施策があったのかどうかということをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 当時の年金加入対象者及び加入率につきましては把握はできておりません。加入免除につきましては、生活保護を受けている方、保険料を負担する能力が乏しいと認められる方には保険料を免除する制度がございました。受給対象者数は把握しておりませんが、年金を受給できるのは65歳から、25年以上保険料を納めた方で、月額2000円、全期間納めた方で月額3500円ということがございました。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 大体、年額で答えるのかなと思いますが、月額で答えていただいたんですが、月額支給であったわけですか、それとも年に4回とか年に2回とかいう、その支給方法はいかがですか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 旧の国民年金法の老齢福祉年金でございますが、毎年4月、8月及び12月の3回でございました。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 3回だったですか。当時はそうだったと。25年以上掛けないと受給できないということですが、仮に20年ほど掛けていたら、受給額はゼロですか、お聞きをします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 納付期間の話でございますが、国民年金が発足しました昭和36年当時、既に高齢等であった理由により国民年金を受け取ることができない方につきまして、老齢福祉年金制度が設けられておりまして、生年月日等に依りまして、受給資格期間が短縮されるという経過措置も講じられております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 年金ができた当時の高齢というか、掛ける年数が20年に満たないという年齢の方たち、あるいは、それに非常に近い人たちは5年年金とかいうように、5年間ほど年金掛けたら受給ができる、あるいは、もう高齢で全く掛けずに年金を受給できるというのもあったというふうにお聞きをしておりますが、そここのところはいいとしまして、そうでない、期間25年掛けられる人が20年しか掛けてなかったら、ゼロですかということです。救済措置はないんですかということです。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 済みません、その辺につきまして、ちょっと承知はしておりませんが、先ほど申しましたように、当時、受給資格期間が短縮されるという経過措置は講じられておると聞いております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 過去の話は過去の話、今度、現在の話にいけますが、現在、月額幾らで、今度逆に、月額ずっと掛けておられた方が、満額掛けておられた方が1年間の受給額は幾らかお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

- 町民課長（坂本伸次） 現在の月額掛金でございますが、月額1万6260円で、年の受給額は40年間保険料納めた方でいいますと、年間78万100円となります。以上です。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 受給できる年金の額が78万100円ということでありまして、今、この金額で生活をしておられるだろう、受けておられるだろうと思っておりますが、78万100円で生活ができるというのはなかなか困難かなというふうに思いますが、いかがですか。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 現在の国民年金での受給額、これで生活ができるかどうかというご質問でございますが、これにつきましては、個々の生活実態が違うということから、生活できる額の判断につきましては、回答を控えさせていただきたいと思っております。以上です。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 今は国民年金を掛けるのは当然20歳から60歳まで、そして据え置きが5年ということだろうと思っておりますが、先にデータをいただいております北広島町の被保険者数の合計が1968人、それから未納率が24.3%、それから納付率が75.7%というのをお聞きをしておりますけれども、この未納率と納付率ということの中身をお教えいただきたいと思っております。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 未納率でございます。納付対象月数から見た未納月数の割合となっております。以上です。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 納付率が63.4%ですが、それは。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 納付率は、北広島町におきましては、75.7%が納付率になります。以上です。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 先ほど言いました、この78万100円で生活はいかがですかというふうにお聞きをしたわけですが、国民年金加入者の方は、よく見てみると、65歳、あるいはそれ以上になっても、やはり自営業等でありますから、それ以降にも事業を継続しておられるということから見ても、社会に期待をされているというふうに考えれば、それでありまして、あるいは片方で見れば、働かざるを得ないんだということでもありますから、歴然として78万100円では到底無理なのかなというふうに私は判断するわけでありまして、さて、年金制度の啓発であります。最近、割とテレビやラジオやきたひろネットでもいろいろと啓発をされておりますけれども、その中で、特にこれまでもいろいろと聞いてきた国民年金基金でありますけれども、その年金基金のことがあまりにも住民の方に知られていない。私は国民年金じゃけ少ないんよということしか聞かんのです。いや、国民年金にも年金基金というのがあるんですよというのですが、それがなかなか知れ渡っていない。企業なんかの場合の企業年金は、入ったら、その企業企業で、今ちょっと破綻しかけてるところがたくさんありますけれども、国民年金基金というのをちょっと制度がいろいろとパターンがあるんじゃないかというふうに思うんですが、そこをちょっとお聞きをしてみたいと思っております。
- 議長（加計雅章） 町民課長。

- 町民課長（坂本伸次） 国民年金基金の制度についてでございますが、国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者の方々の多様化するニーズに応え、より豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金に上乘せした年金を受け取るための公的な年金制度でございます。また国民年金基金連合会が運用管理する個人型確定拠出年金でございます。パターンということで、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者及び60歳以上65歳未満の方で、自主的に国民年金に加入している方々が入るものでございます。国民年金基金には地域型と職能型の2種類がございます。加入する際は、どちらかを選択することとなりまして、掛金は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって決まりまして、全額が所得控除の対象となるというふうになっております。以上です。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 所得水準によって、いろいろパターンをつまみ食いできるんじゃないのかなというふうに思うんですが、そののところを聞いたかったんです。そのところを啓発しなかったら、貯金するしかないのかなということですが、年金基金という制度をしっかりと把握をして、しっかりとお伝えするというのをせにゃ入ろうにも入れんわけですよ、付加年金があるんじゃないって、わからんわけですよ。国民年金だから生活が、共済年金なんかとは違って、あるいは厚生年金とは違って少ない、それが当たり前になつとるんですよ。そのところを私はしっかりシステムをお伝えをして、加入促進につなげてくださいということです。もう一度お聞きします。それともう一つ、今度は農業者年金というのがあるんですけども、その農業者年金というのはどのような国民年金とのつながりがあるのかをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 国民年金基金のPRということでございます。国民年金もそうですが、これは国の制度ということでございます。現在、ホームページ等で国民年金基金におきましても、また年金につきましても、ホームページ充実させて広報等させていただいているところでございます。また町としましても機会を捉え、また、そういった関係の資料等がございましたら、町民の方にお示しができればというふうに考えております。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 農業者年金についてのご質問でございます。農業者年金は、年間60日以上農業に従事する方で、国民年金の第1号被保険者で、60歳未満の方が任意で加入できます。国民年金の付加年金の加入義務がございます。なお、農業者年金と国民年金基金との同時加入はできません。以上です。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 今、国民年金に加入されておられる方が全国というたら80万7117人だそうでありまして、北広島の場合が1968人というふうにお聞きをしております。これが社会的な大きな問題になっているわけですけども、年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFというらしいでありますけども、それが国民の年金積立金を金融ギャンブルに投資をしまして、円高、株安の波を受けて失敗をして、2015年度決算で5兆数千億円の損失を出したというふうに言われております。これの責任を誰がとるのかいうても、なかなか出てこないわけでありまして、そのところをどのように、年金のほうの係としては受けとめておられるか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 先ほどの年金の積立金の運用管理のことですが、先ほど議員がおっしゃられました年金積立金管理運用独立行政法人でございます。これは厚生労働大臣から寄託を受けて、この年金積み立ての管理運用を行っております。従いまして、また、これも長期運用ということでございます。確かに平成27年度決算で5兆3億円の損失を出しておりますが、長い長期の中での運用ということでございますので、責任等所在につきましては、回答はちょっと控えさせていただきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 答弁は控えるというか、なかなか言えないというふうに思いますから、構いませんけれども、これは合法なんでしょうけれども、私は人から預かった大切な年金の積立金をそういうふうな超ハイリスクなことに使うということはあってはならないというふうに思っています。そういうことをすることによって、納税意欲を欠いて、納めても将来的に年金額、減額された年金額によって精算されるのではないかということ考えられるわけでありますから、あってはならないことをしてるということを強く申し上げておきたいというふうに思います。それと年金の掛金は前納と全納、あるいは月納というのものもあるわけでありますけれども、それらを早く納めたりするのを利用すると有利なことがありますよというふうなことお聞きをするわけであります。納める方は、それはそれで納得して納められるんですから、いいんですが、受け取るほうの側が、もう年金法が制定されて55年になってるんですけども、いまだに年に4回であったり、年に3回であったり、今は年に6回なんです。そのようなことが今も続いている。年金者にとっては、それこそいいかげんに毎月支給にしてよ。私も今年年金支給の年齢になりましたが、そろそろできないはずはないんです。それは納めるのは、毎月納付はさせているわけですから、そのところをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 年金の今現在、年6回の支払ということになっております。これは国民年金法のほうで規定されてこの年6回ということでございます。平成元年の法改正時に、いろいろ毎月支給については議論されたようでございますが、その後、確かに28年、法改正からたっております。その後の経過、協議経過等については把握はしておりません。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 28年前に協議をしたけれども、見送られて、そのままの状況、それは、それからまた協議もあったかもしれませんが、結果としてそうっていない。年金、西年金機構ですか、年金事務所に連絡もしましたけれども、法第何条がそうになっているからということだけで、先に進みませんでしたけれども、そういう担当者の方たちが町民の声という形で、ぜひ、毎月支給に切りかえていただくような動きをしてほしいというふうに思います。以上で終わります。最後に答弁をお願いします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） そういったご意見があるということ年金事務所のほうへ伝える機会ございましたら、伝えたいと思っております。以上です。

○議長（加計雅章） これで梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 40分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。次に、16番、大林議員。

○16番（大林正行） 16番、大林正行でございます。通告しております、箕野町政1期目の総括と、2期目への決意について質問いたします。町長は、平成25年の町長選挙において、3つの改革と6つの公約を掲げてチャレンジされ、多くの町民の信任を得て町長に就任され、今日を迎えております。この間、交付税の減少などにより、非常に厳しい財政状況の中でありながら、公約の実現に取り組んでこられました。町長就任以来3年半の取り組みについて、私なりに振り返ってみました。まず、財政の健全化についてであります。実質公債費比率、つまり町の収入に対する借金返済の割合を示すものでありまして、18%以上になりますと、新たに借金をするとき、国や県の許可が必要になるものであります。これについては、町長就任前の平成24年度決算時点の17.5%が平成27年度決算では16.7%に減少しております。また、借金であります地方債残高も、平成27年度は283億円であり、町長就任時の306億円から23億円減少してきております。しかし、依然として町民一人当たり約146万円の借金を抱えており、さらなる削減が求められております。また、貯金に当たる財政調整基金は、町長就任時の16億円から平成28年5月末現在26億円になっており、10億円増加しております。これについても将来の大規模災害や財政的な非常事態に備えて、さらに上積みしていく必要があるように思います。また、ふるさと寄附金制度についても、寄附金額に応じてお礼の特産品を増額するなど、制度の拡充やきたひろ応援隊の新設などにより、寄附金額も平成27年度実績は603件、3670万円と大幅に増額してきております。このように財政の健全化は着実に成果を上げております。次に、若者の定住対策、子育て支援策など人口減少、少子高齢化対策であります。人口ビジョンと総合戦略を策定し、3つの目指すべき方向性、つまり1つは、北広島町での暮らしを選択する定住者の増加、2つ目は、結婚、出産、子育ての希望をかなえられる環境整備、3つ目が高齢化、過疎化に対応した生活機能を維持できる地域づくりを掲げ、現在作成中の第2次長期総合計画とともに取り組んでいくこととされております。また、小学生までだった医療費補助を中学生、高校生まで拡大され、いざというときにも安心して子供を育てる環境を整備されました。この取り組みは、県内4番目でありまして。またおむつなど、たくさんのごみが出る乳幼児育児世代にごみ袋1人120枚配布するというきめ細かな取り組みもありました。また、今年で2回目となるファミリーフェスタは、高校生のボランティアなど多くの方の協力を得て開催されました。私も参加いたしましたが、たくさんの子供さんで大盛況であり、保護者の方も大満足のようでありました。また、住宅建築補助制度を改正し、町内居住者でも補助が受けられるようにし、町民の目線に立った施策の展開に素早く取り組まれました。さらに役場の若手プロジェクト発案によるUターン奨励金を新設されました。

産業振興の面では、中小企業小規模企業振興基本条例の制定や地元企業が一堂に会する産業フェアの開催、また、農業振興大会の開催など、産業の振興、活性化にも取り組まれました。また、巨額の財源を投資して整備した千代田工業・流通団地は、ほとんどの分譲地が長い間売れず、草木が生い茂っていましたが、大宅盤への広島アルミニウム様の進出により、雇用の創出にもつながっております。その他の分譲地も太陽光発電用地として完売いたしました。雇用は生まれませんが、固定資産税の増などが期待されます。このような取り組みの結果、転入者から転出者を差し引いた社会動態が平成25年度、プラス72人、平成26年度、プラス61人、平成27年度は、プラス14人と着実に成果が出ております。平成27年度は、外国人の方の転出が転入より多かったために、全体では14人とどまったものであり、日本人は増加をしております。次に、合併10周年記念事業として、57の神楽団が出演する神楽マラソンを3日間開催し、神楽に1万6000人、グルメフェアに2万6000人、合計4万2000人の入場者がありました。このような取り組みは全国初ではないかと言われており、郷土芸能の発展とPRに大きく貢献しました。また、合併10年を契機に、町の花として、ササユリ、町の木として、テングシデが制定されました。また、町民歌きたひろしまの歌や町民憲章が制定され、町としての体裁が整えられたのではないかと思います。ゆるキャラの花田舞太郎も、NHKのふるさと紹介に出演し、広島新庄高校野球部の応援をするなど全国ネットで北広島町のPRに活躍しております。現在、ゆるキャラグランプリに参加し、健闘しておりますが、きょう現在で、広島県では第5位、全国では第270位と、昨年の470位よりは上位にありますが、苦戦しておりますので、町民の皆様のご投票、ご支援をお願いしたいと思います。そのほかにも支所長権限の拡大、地域づくりコーディネーター、緑のふるさと協力隊の配置、旧雄鹿原小学校を改修して加計高校芸北分校の寄宿舎雄学館として整備、芸北オークガーデンに薪ボイラーを導入、薪ストーブ購入補助金10万円の新設、空き家調査と空き家対策、空き家バンク登録物件補助金として、家財処分に10万円、増改築に30万円の新設、医師・看護師育成奨学金貸付制度の新設、元気づくり推進事業の拡大、現在、元気リーダーコースは、町内26の会場で実施されておまして、参加者からは、元気になったとか、交流の輪が広がったと大変好評であります。次に、本地簡易水道の給水区域に明神ハイツ、丸押、新栄ハイツを編入、レストラン響が旅行雑誌じゃらんのわざわざ行きたい大賞に輝くなど、多くの施策を展開されました。以上、3年半を振り返ってみましたが、財政状況の厳しい中、また、消防・救急システムのデジタル化、芸北中学校の新築、豊平小中学校体育館の新築、開発センターの耐震化及び改修など緊急性を要する大きな財政出動を伴う事業が多くありましたので、1期4年では公約の実現も道半ばであろうかと思います。また昨年、人口ビジョンと総合ビジョンを作成し、今年度は、第2次長期総合計画を策定中であります。このように、北広島町の将来にとって大変重要な時期を迎えており、1期4年の経験と誠実な政治姿勢をもって2期目においても、第2次長期総合計画のかじ取りを担い、明るく元気で活力あるまちづくりの実現に強く期待するところでありますが、町長の1期目の総括と2期目への決意をお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 私は、平成25年3月の町長選挙において、次のような思いがいっぱいになり、大きな決断をいたしました。町民の皆様や職員の意見を大切にして、大いに議論し、新しい地域づくり、ふるさとづくりを目指し、町の将来像を作成、共有化する。そして、さまざまな団体、組織と連携し、役割を分担して、町民一人ひとりがその実現に向かって行動していく。

町民と一緒に知恵を出して、町民の力を結集して、このふるさと北広島町をもっともっと魅力ある民主的で元気なまちにしていきたいと、多くの町民の皆様の信任を得て、当選の榮に浴することができましたのは、私と同じ思いで、北広島町を愛する多くの町民がおられたからこそだと感謝しております。早いもので、あれから4年を迎えようとしております。この間、私は、公約の実現やさまざまな課題解決に向け、全力で努力をしてまいりました。実際いろいろところで知恵を出し合い、町民の力を結集していただきました。その一つが、先ほどもありましたが、合併10周年記念事業だと思います。町花、町木、町民憲章、町民歌、町民音頭、ゆるキャラの花田舞太郎など、全て町民からのアイデアをいただき、投票などを経て、すばらしいものが決定したと思っております。3日間、町内の神楽団に盛り上げていただきました神楽マラソンを開催することなど、本当に町民の心が一つになってこそ実現したイベントでございます。その機運は、今もつながってきていると思っております。旧4町のそれぞれの特性を生かしたすばらしいまちづくりに進んでいると思っております。まずは、公約の中でも、公約の最優先課題として位置づけました道の駅第2期整備の見直し、高校生までの医療費無料化、政策立案室の設置の3点についてであります。1点目の道の駅の可能な限りの見直しにつきましては、大きな太鼓の見直しについて、工事をとめ、検討しましたが、工事がかなり進んでおりましたので、見直すことにより、逆に費用がかなり増大するということが判明をいたしました。これは無駄な経費は使うべきでないということで、見直しをすべきということでしたので、本末転倒してしまいます。やむを得ず断念しました。しかし、その他の部分で2000万円程度の事業費を減額し、見直しを行いました。2点目は、高校生までの医療費の軽減、まずは中学生までの医療費の軽減について実施し、高校生までの医療費の軽減については、本年8月に実施をいたしました。3点目の政策立案室の設置については、平成25年10月に設置をしました。現在は、第2次長期総合計画素案などの取りまとめの作業を担っておるところであります。ということで、大きな3つの公約については完了と考えております。次に、財政についてです。議員のお話にもありましたが、財政の健全化を示す実質公債費比率は、平成24年度17.5%でしたが、平成27年度16.7%に減少させることができました。これは、小中学校施設の耐震化対策期限である平成27年度末を守るために豊平小学校校舎や壬生小学校校舎、芸北中学校校舎、豊平小中学校体育館などの新築や消防無線の法規制によるデジタル化など、多くの投資的事業に取り組んできた中で実現をしたものであります。また、若者定住を中心とした定住対策、子育て支援策、集落活性化対策の基盤づくり、観光交流の促進や産業経済の活性化対策などにも積極的に取り組んできたところでもあります。産業振興では、北広島町産業フェアの開催、農業振興大会の開催などや、これまで懸案だった千代田工業・流通団地が100%完売できたことも大きな成果でございます。また、若い職員が中心になり検討してくれた成果としては、若者定住対策としてUターン奨励金、家賃補助金の創設、子育て世帯への家庭ごみ袋の無料配布の実施などの事業があります。また、北広島ふるさと夢プロジェクトの展開、子供医療費では、高校生までの負担軽減や観光戦略会議の設置と観光プロモーションの展開、農山村体験推進事業、木質バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの推進など多くの取り組みを進めているところでもあります。地域の活性化の取り組みとしては、支所提案型事業、支所地域活動支援事業の実施や集落支援員、緑のふるさと協力隊、地域おこし協力隊を導入し、平成27年度からは、地方創生総合戦略を策定し、取り組んでいるところでもあります。また、元気づくり推進事業の展開やスポーツ振興への取り組みにおいても一定の成果も出てきている

と認識しております。中でも人口動態において、転入が転出よりも多い、いわゆる社会動態がプラスの状態に転じ、3年間、プラスを継続していることがあります。このことは、県内では広島市、東広島市以外では北広島町だけであり、成果があらわれてきているものと考えております。しかし、これまでの取り組みでは、道半ばのものもたくさんございます。また、今年度、第2次長期総合計画を策定する中で、これからの歩みを着実に進めていかなければならないと考えております。再び町民の皆さんからのご信任をいただき、全力で取り組ませていただきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） ただいま町長から、まだ道半ばの取り組み多くあり、また第2次長期総合計画を着実に進めていくためにも町民の皆さんの信任を得て、2期目にチャレンジしていくという力強い決意表明がありました。誠実で、着実な政治姿勢に期待したいと思います。ところで、町長は、誠実で真面目なお人柄か、一部の町民の方から、もっと箕野カラーを出してほしいという言葉が耳にします。ユニークさやパフォーマンスを前面に出してほしいという意味だと私は思います。8月27日の中国新聞朝刊の天風録というコラムに、現在行われております野党の代表選挙で、某女性候補が現代表について発言したことが紹介され、この中で、トップに必要なのは奇抜な演出や受け狙いのパフォーマンスや発言より、国の未来図に対する中身のある議論や行動が欲しいと、この天風録を書いた方は指摘しておられ、私も同感であります。このことは町のトップについても同じだと思いますが、町長は2期目で、どのような箕野カラーを出して、このポテンシャルの高い北広島町を引っ張っていかうと考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 昨年度は、地方創生の取り組みとして、人口ビジョンと総合戦略を策定し、本年度は、第2次の長期総合計画を策定をしているところであります。私は、これからの時代は、農村地域が光輝く時代をつくっていけると考えております。現に若者を中心に田園回帰傾向が大きくなってきています。時代は大きく変わろうとしているのだと考えます。人口減少が進み、低経済成長、成熟化社会を迎えている今日、精神的な豊かさや生活の質の向上を最優先させるような社会が求められているのだと考えます。そうした新しいライフスタイルや人間らしい生活が農村に求められているのだと思います。また、そうしたものが現に農村にあるのだと考えております。私たちは誇りを持って農村らしさを守り、都市住民とそれを共有していくことが農村の役割でもあると考えております。北広島町は、昔から米どころとして有名で、稲作文化を育んでまいりました。その代表が花田植や町内に70もの団体がある神楽であります。春には五穀豊穰を祈願し、秋には自然の恵みに感謝する伝統芸能が息づいております。また、それらを長年継承し、育ててきた心温かい人間性も本町の自慢の一つだと考えております。そうした町内にある伝統芸能や歴史、豊かな自然などの資源を生かした、そして町民の皆さんが主役の協働のまちづくりをしていかなければならないと考えております。伝統芸能の振興、観光振興、元気づくり推進事業、農山村体験推進事業、ふるさと夢プロジェクトなども、その取り組みの一つであり、今後はそうした取り組みをさらに充実させ、地域に根差した持続可能な取り組みを進めていきたいと考えております。こうした活動は、決して派手な活動ではありませんが、地域に根差した活動こそが持続可能なものとなり、真に地域の活性化につながっていくものと確信をしております。決して、たやすい道ではないかもしれませんが、希望を持っ



て、進めていくことが大切だと考えております。当然、雇用の創出や地域の活性化からの面からも、千代田工業・流通団地の第2期工事など産業振興や農林業振興、道路整備などインフラ整備も重要であり、特に力を入れてまいります。また、一方で、人口減少、経済縮小時代において、合併特例加算の交付税の減額も始まっている中、財政規模の縮小にどう対応していくのか、喫緊の課題でございます。公共施設等総合管理計画では、3割程度の公共施設等の縮小を掲げております。これは、痛みを伴うことでありますが、将来のためには、子供たちの時代につけを回すことはできないと思っております。町民の皆さんには我慢していただかなければならないこともあると思います。町民の皆さんと議論しながら進めていかなければならないと考えております。人口、経済が縮小する時代にあっても、そうした多くの課題解決に挑戦していかなければなりません。そのためには協働のまちづくりを基盤として、自分たちの地域は自分たちで守っていくという基本的な考え方をもち、持続可能なまちづくりを目指し、地域内経済循環の仕組みづくりや地域ごとの活性化のビジョンづくりと実践など、活動を進めていかなければなりません。私は、取り巻く環境が大きく変わろうとしている今日、過去の成功事例は、必ずしも通用しない時代であると思っております。新しいことにも失敗を恐れず、積極的に挑戦していかなければなりません。そのためには人づくりが何よりも大切になります。人づくりがこれからのまちづくりの基盤と位置づけ、積極的に取り組むべきものだと考えております。私は全身全霊を傾注し、そうした課題解決に取り組み、さらに明るく元気なまちづくりを目指し、すばらしいふるさとを次世代につなげていきたいと決意しているところでございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 1期目だけで大きな成果を上げるというのは、誰にとっても非常に難しいことだと思いますけれども、1期目の経験と実績を生かして、今おっしゃいましたように、2期目については、新しいことに失敗を恐れずチャレンジしていくと、そういう表明もありました。また、都市と農村の共存によって、農村が光輝く時代を迎えていくんだと、そういう新しいライフスタイルの中で頑張っていくという表明もございました。ぜひ2期目に挑戦をしていただきまして、明るく活力あるまちづくりに取り組んでいただきますよう期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで大林議員の質問を終わります。次に、15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。一般質問を行います。きょうの一般質問は、真の住民自治を確立するまちづくり条例の制定を目指して質問を行います。箕野町長は、3年半前の町長戦に際し、今までの町政のやり方を変え、開かれた町政にしなければいけないと決意し、町民の立場に立ち、町民とともに進むまちづくりのため、まちづくり条例をつくり、住民参加、住民投票、住民自治、情報共有などを進めると公約をいたしました。これがそのパンフレットです。しかし、昨年末の豊平病院の無床診療所化の決定過程などにおいて、町民から、町民の声を聞くと約束したのに公約違反ではないかとの意見が多く出されました。こうした中で、今年6月、第2次長期総合計画を審議している第5回北広島町まちづくり総合委員会において、町は、まちづくり条例をつくるため並行して審議してほしいとの要請を行いました。そのときの資料では、8月中に素案の作成、9月から議会、パブリックコメント、町政懇談会等で意見を収集し、12月議会に条例案を提出して年内の制定を目指すとのことでした。そもそもまちづくりとは、道路や上下水道の整備、市街景観形成などのハード面だけでなく、情報共有や住民参加などの仕組みづくりのソフト面も含め、まちに暮らす全ての人々が幸福に暮らすことが

できる、自然、景観、社会、経済、文化、福祉などの環境を整えることといわれ、概念は非常に広いものです。まちづくり条例は、まちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化した自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例です。自治基本条例ともいわれ、自治体の憲法として位置づけられています。多くの自治体では、情報の共有や住民参加、自治の基本原則、自治を担う住民、首長、行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画審議会等への住民参加や住民投票など住民自治を推進する基本理念と制度について定めています。町の条例の最上位に位置づけられている条例ですから、四、五カ月という短期間に住民の知らないまま、急ぎつくればよいというものではありません。ですから、今回の一般質問を通じて、限られた時間ではありますが、基本的な考え方、要点について伺い、これからの議論に少しでも役立つことができるよう、町長の所見を伺います。この条例制定の出発点は、2000年に制定した北海道のニセコ町ともいわれ、NPO公共政策研究所の調べでは、今年5月の現在で351自治体が制定しています。まちづくり条例は、この間提案してきた私としては大歓迎ですが、真の住民自治を目指すためには、その基本的考えが極めて重要です。8月10日の第6回まちづくり総合委員会には、条文案は示されず、考え方である構成案が提出されました。そのため、この構成案に基づき、ニセコ町の例も紹介しながら、主要な点について町長の考えを伺います。最初に、3年半における町政運営が町民の声を反映したものだかどうかについての自己点検及びまちづくり条例の制定に向けた目的、その主要内容について町長の考えを伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほども少し関連のこととお話をさせていただいたところでありますが、議員の質問の中で、豊平病院のことを指摘されました。そのことについて、これまでも説明してきたところでありますが、少し説明をさせていただきたいと思えます。医師不足の中で、このままでは廃院にせざるを得ないというぎりぎりの状態の中で、無床診療所への決断をせざるを得なかったと思っております。現実には、時間的猶予がない場合もございます。幸いにして、豊平病院は指定管理を受けていただけるところが見つかり、病院存続ができ、大変うれしく思っております。豊平病院については、これからも住民皆さんと協議をしながら、十分利用していただけるよう進めていかなければならないと考えております。私は、町民の声を聞くことについては重要視し、最大限努力してきたつもりであります。しかし、案件によりましては、時間的猶予がなく、当然結論を早急に出して進まざるを得ない場合もあると思えますが、可能な限り、皆さんの意見を聞いて進むというのが筋だというふうに思っております。そのほかの具体的なことにつきましては、担当よりお答えをさせていただきます。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まずは、町民の声の反映につきましてですけども、これまでまちづくり意見箱の設置、住民アンケートの実施、町長対話室、あるいは地域町政懇談会、ワークショップ等の開催を通して、さまざまな分野の方のご意見、ご要望を介してきております。その内容を整理しながら、町政に反映させていただいてきたところでございます。続きまして、まちづくり条例でございまして、現在、全国的な人口減と少子高齢化、あるいは多様化する住民ニーズやライフスタイルなど地域社会を取り巻く状況は大きく変化をしております。こうした中で、まちづくりに対するさまざまなご意見をお持ちの方もおられます。このような意見を地域でも整理をしていただきながら、町民とともに進めるまちづくりを行う基本的な考え方、

進め方を共有するための条例として制定することといたしました。その内容につきましては、現在、委員会に構成案をお示ししたばかりでございます。地域の課題やまちづくりに関して、誰がどんな役割を担い、どのような方法で取り組むのか、基本的な考え方を規定する内容になると思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 先ほど町長は、豊平病院の件は言われましたが、結果はよかったんですけども、その決めていく過程が問題だということを指摘をしたわけでありまして。その問題は、やはりまちづくりをどうやってみんなと一緒にやっていくかということが一番大事なわけですので、その点を踏まえて次の質問に移ります。先ほど企画課長は、答弁の中で、住民と一緒に、ただ地域で整備して、これから考えていくということでしたが、そういうことを進めていく上でも情報の共有、これが必要であります。町民がみずから考え、行動するためには、まちづくりに関するさまざまな情報や考え方などが十分提供され、説明されなければなりません。情報の共有があつてこそ初めて町民がまちづくりに参加することができるのです。そこで、最初に伺いますが、行政が持っている情報は、住民のものという認識でありますでしょうか、伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 情報の共有ということでございますけども、これは大きなものだと思います。法令で制限される場合を除きまして、行政情報は住民と共有すべきものであると認識しております。町民と町が一体となって、それぞれの役割を果たすためには、お互いが持っているまちづくりに関する情報、これを共有していくことが不可欠であると考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 住民のもの、基本的にそういう考えで、ニセコ町の文書管理、これ条例で決めてるわけですが、町民の財産との考えとして規定しています。さらには7年前、国が公文書管理法をつくりました。その目的の中でも、国民共有の知的財産というふうに位置づけられています。この点をまず最初にはっきりとさせた上で、次に移ります。この情報を適切な時期に必要な情報が提供される必要があると構成案に述べてあります。これは町民の求めに応じて情報を提供していくという考えでしょうか、伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 情報提供につきましては、まちづくりの推進を行うため、住民の求めに応じた提供だけではなくて、積極的な情報の提供や公開を行い、住民との情報共有、これを進めていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） そこで、積極的に行うということですが、例えば北広島町の情報公開条例第6条の公開しないことができる情報の中に、3として、法人に関する情報では、当該法人等または当該個人の競争上の地位その他正当な利害を害するものと認められるもの、それに阻害するものは出せませんよということですが、ニセコ町では、さらに一步踏み込んでいます。正当な利益を侵害する相当な理由ということで、相当な理由という言葉で、原則公開、法人の内容、情報についても、そういうふうに強調しています。この違いは極めて大きいと思います。以前、営業妨害に当たるおそれがあるとして、情報が議会でも提供されなかったことがありましたが、今後は少なくとも、正当な利害を害すると認めた場合は、その理由をきちんと説明し

ていただけるのかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 情報公開につきましては、これは基本的な考え方といたしますか、これが基本だと思っております。その中で、情報公開ができないものとして規定しておりますけれども、これにつきましては、そこそこの利害というふうな部分もございますけれども、案件に応じまして、そこは判断させていただくものになるかと思っております。基本的には情報は公開するものというふうに理解しております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） そういうことが大分改善されるんじゃないかというふうに期待をして、次に移ります。構成案では、情報の発信について、みずからも積極的にわかりやすい情報を迅速に発信とありますが、今と何がどのように変わるのか、変えたいのか伺います。これは、条例の中に書いてあることなんで、今と同じなのか、どう変わるのかということをお伺いします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） これまでも適切な時期に必要な情報をわかりやすく提供するように努めてきたところでございます。条例をつくって、大きく変わるというふうなところではないと思っております。しかしながら、きたひろネットの活用や迅速な情報発信、出前講座の充実などいろいろなものに取り組みながら、わかりやすい施策、制度の説明など、今後もこの考え方を念頭に据え、情報提供に努めてまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） これまでと大きく変わるものではないということでしたけれども、そういう考えもあるんですけれども、今の情報の提供の仕方については、まだまだ極めて不十分な点があるんじゃないかというふうに考えています。大きく変えてほしい。それで、一つ紹介をしますが、ニセコ町で注目されているものの一つに、町の予算をわかりやすく冊子にして、全戸配布している、この、もっと知りたい今年の仕事、という冊子があります。これは2008年版ですが、148ページにも上る冊子であります。この中には、100以上の町の仕事、この仕事というのも非常に工夫されたそうです。施策、事業という言葉は使っておりません。町民の方にもわかりやすくするために町の仕事というふうに表現されておられますが、ここには内容、財源内訳など写真や地図をつけて、中学生でもわかるように工夫されています。例えば町道改良事業という項目を見ますと、地図をつけ、工事区間や工事の予定時期、町の負担額や借金などの財源内訳も明らかにしています。また、財政状況や補助金、負担金、委託業務などの一覧表、人件費や暮らしの情報も掲載されております。これを見れば、自分たちが納めている税金がどのように使われているのかがよくわかります。経年的な比較もでき、町民から大変よくわかり、仕事の評価もできると喜ばれているそうであります。例えば、このまちづくり条例をつくって、情報をわかりやすく伝えるということであるならば、今までと同じでなくて、このような例えばわかりやすい予算書、基本になるものですが、こういうものを資料として作成し、希望者に渡すんじゃないかと、全戸配布するつもりはないかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） この項目につきましては、財政課のほうからご答弁のほうさせていただきます。まず、本町の現状でございますけれども、本町におきましては、当初予算が議決後、予算の概要、主要な施策を町のホームページで公開しているほか、きたひろネット、町政の窓

でのお知らせ、また、広報きたひろしまへの掲載、年度当初に開催されます行政区長会におきまして公表いたし、周知に努めているところでございます。今後も厳しい財政運営が想定される中、1年間、町が実施する事業内容や住民の方の納めていただいた税金がどのように使われるのかなどをお知らせすることは、住民のご理解とご協力を得る上で、極めて重要であると考えております。今後は、冊子の作成の検討に合わせまして、他の市町村の公表方法なども研究いたし、町民の視点に立ったわかりやすい予算説明資料となるよう改善を加えてまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） ぜひ検討していただいて、これは本当によくわかるんです。中学生でもわかる。ホームページやきたひろネット、広報では非常に限定されるんです。ですから、皆さんの税金だ、情報は皆さんのものだという立場に立って、わかりやすいものをぜひつくっていただくようにしていただきたい。もう一つ、ニセコ町では、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に取り扱い、町民から求められた場合速やかに提供できるよう、公文書の管理を統一した基準により整理し、保存しています。北広島町では、現在、公文書はどのように管理していますか。また、基準はありますか。さらに今後、この公文書管理のルールは改善は考えておられますか、伺います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 公文書の管理につきましては、文書事務取扱規程、こういったルールによって管理されております。この取扱規程につきましても、必要に応じて改善をしているところでございます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 取扱規程読ませていただきましたけども、実は極めて事務的なもので、どうなのかなど。それで、引き続きニセコ町を紹介しましょう。ニセコ町では、町民に対する説明責任を果たすことが目的で、文書を自分の机の中に保管するなど私物化はしない。すぐに探し出せる。担当者でなくても探し出せるという文書管理システムを構築しています。驚くことに、誰でも30秒以内で探し出せることができるそうであります。職員からは、どこに文書があるかがすぐにわかり、仕事がしやすくなった。自分が別の部署に異動した際、他人に一々聞かなくても、その日からすぐに目的の文書類を探し出せると好評で、情報共有に貢献し、自治の質を高めています。長崎県時津町では、30秒でなく、15秒以内で、全ての行政文書を取り出せるシステムをつくっているとのことで、先ほど紹介した、国では7年前のこの公文書管理法で、目的にこう書いてあります。健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの、これは情報がそうだと。行政が適切かつ効率的に運営されるようにということで、国の省と機関についてのことですが、これぐらい重要に位置づけて、行政にはそういう責務があるということを定めています。それで、例えば、内容は教えてもらえないかといったら、担当者がいない。さらには、ちょっと時間がかかるので、後日にしてください。そういうこと結構あるわけです。そうではなくて、誰でも30秒以内で出せる。これは別にデータ化しているわけじゃなくて、棚をつくって、さらにそれを結びつけている、私も詳しくわかりませんが、そういうシステムをつくってるんです。ですから、ぜひそれも検討していただきたいというふうに思います。次に、情報公開の中で、各種審議会委員会、たくさんありますけども、この公開、会議の公開はどのように考えているか伺います。

- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 各種会議の公開というご質問でございますけれども、各種会議につきましては、不開示情報に含まれる事項を議事とするものや、公開することで行政運営に支障が生ずるもの以外は公開できると考えております。具体的な取り扱いにつきましては、今後研究をしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 具体的なものについて一つだけ伺います。例えば、少なくない自治体では、国保運営協議会の会議録をホームページで公開しています。国民健康保険税は、住民にとって一番重い負担となっております。非常に高い、払い切れないという声をたくさん聞きます。これがどのように審議されて決まるのか。非常に関心が高いんです。こういう情報を北広島町でも国保運営協議会の会議録をホームページで今公開されていないと思うんですけども、誰もが閲覧できるようにできないものかどうか伺います。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 国保運営審議会の議事録の公表につきましては、現在公表しておりません。今後できるかどうか等含めて検討してみたいと思います。以上です。
- 議長（加計雅章） 美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 運営審議会、公表できるように、するように、これは極めて住民の関心が高いということなんですから、それはぜひやってほしいと思います。次に、住民参加についてです。北広島町の構成案では、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段によって住民が参加できる機会を設けるように努めなければいけない。住民が参加できるようにするということが、多様な手段とはどういうものか伺います。また、審議会や委員会の委員は、必ず公募する考えはないかどうか伺います。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） 多様な手段ということでございますけども、住民が参加できる機会としまして、町政懇談会やあるいはパブリックコメント、まちづくり意見箱やアンケートの実施など、幅広く意見がいただけるような場を設定したいと思っております。また、審議会、委員会の委員の公募でございますけども、その内容、重要度、それぞれを勘案しながら、必要に応じて、委員等の公募を考えていきたいと思っております。
- 議長（加計雅章） 美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 多様な手段で、今行われているものについてのようですが、例えば意見箱、この意見箱は平成27年度何件入ったのでしょうか。
- 議長（加計雅章） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） 意見の数でございますけども、正確な数字を今手元に持っておりませんので、後ほど回答させていただきます。
- 議長（加計雅章） 美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 入っていないというふうに聞いてるんですね。回答は広報にも載せるということ言ってますが、広報に載ったのを見たことがない。だから、多様な手段の中は、十分住民が参加できる形態になっていないというふうに思うんです。これはぜひ詳細に調べて、意見が出せるような仕組みを考えてほしいわけですが、広報は必要に応じということだそうであります。それで、まちづくりに関心がある住民が先ほど企画課長もありましたが、関心の高い人

が増えているというふうに言われました。そういう人たちが町政に意見をいう場に公募を設置していれば、ぜひ参加したいと思うんじゃないかと思うんです。住民自治も住民参加も言葉だけになってしまうと。しないでは。例えばお伺いしますが、近日中に立ち上げる第3次行政改革審議会、この委員は公募してはどうか、答弁を伺います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 第3次の行政改革審議会につきましては、今現在、その委員を検討している最中でございますので、どういった方法で委員を選定するかについて検討をしております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 検討することが多いんですけど、ぜひ、そういうことで、真剣に考えてほしい。町は、町民からの信託を受けて仕事をしているんであって、いわば依頼主である町民に仕事の内容を具体的に説明する義務があります。そこで政策等について、計画段階から、財政上の情報や効果、手続等を町民にわかりやすく説明するかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 済みません、最初に、先ほどの意見箱の件数でございます。これを最初にお答えさせていただきたいと思っております。27年度中の件数は9件でございます。これに対しては、個別に対応して、案件にもよりますけども、個別対応させていただいているところがございます。それとご質問の情報や効果、手続等を町民にわかりやすく説明するつもりはあるかということでございますけども、住民のコンセンサスを得る必要があるものや、十分に住民の意見を聞き取る必要がある場合など内容を個別に判断いたしまして、適切な説明の機会を設けるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 意見箱9件、これ多いというふうに判断するか、1年間ですからね、少ないんじゃないかと思っております。住民の方から、こういう意見がありました。北広島広報に、例えばアンケートや意見を求める広報用のはがき、これを冊子の中に入れていただいて、ご意見があったら、返信用はがきで送ってくださいというふうにしたらどうかという声もありました。そういう考えはどうでしょうか、取り上げられそうですか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 多様な手段を講じてご意見をいただくというふうなことでございますので、今のご意見も参考にさせていただきながら、いろんな場面での意見をいただけるような場をつくってまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 次に、後に質問しました、政策等についての計画段階からというのは個別に判断をするということですが、なかなかないんですね。議会の中で突然出てくるものが多々あります。やはり先ほどの豊平病院を取り上げましたが、この例を見ても、町が仕事を決めてから町民に知らせるのではなくて、事前に説明し、一緒に考えるというふうな立場にならないと、一緒にやりましょう、決まったらこういうことお願いしますといっても、なかなか理解できないと思うんです。これはやっぱり条文の中に明記してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。計画段階から説明をするという点ですが、どうでしょうか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 計画段階から住民に説明していくということでございますけども、さまざまな施策、さまざまな過程を持って、立案、施策を積み上げていくものがございます。それら全てに参加していただくということは、物理的にはなかなか難しいものだと思っております。今回、長期総合計画という大きなものを策定させていただいておりますけども、これはまさに大きなものでございますので、いろんな場面を通じて意見をいただきながら、つくり上げておりますけども、そういう案件に応じた対応を取らせていただきながら、計画段階から入っていただくというふうなことは進めてまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） この問題は、後で条例の関係でも言いますので、次に移ります。この北広島町の構成案にはありませんが、満20歳未満の住民参加の権利について伺います。今度は、選挙権は18歳以上になりましたので、ちょっと表現変わるかもしれませんが、先日、大朝100人会議が開かれて、大朝中学校の生徒さん十数人と一緒に、20年後の大朝に本当に何を望むかということをお大人の方と一緒に、90人以上の方が語り合うという素晴らしい取り組みがありました。私は傍聴として参加しましたが、中学生からは、難しい会議と思っていたが、大人の意見を聞いて勉強になった。大人たちからは、中学生の望みを20年後も大切にしていかなければならないなどと感想が述べられました。この中学生の皆さんは、20年後の大朝、そして北広島町の主役であります。みんなで語り合い、望んだことは、今大人である私たちの責任として必ず実現させたいという決意につながったんじゃないかというふうに私は感じました。そこで伺いますが、20歳未満の青少年や子供たちのまちづくりへの参加を権利として規定することについて、町長の所見を伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 20歳未満の青少年や子供の町政への参加の権利でございますけども、これにつきましては、まちづくりに参加する住民、これは全ての住民と思っております。これをあえて規定するのではなくて、満20歳未満の青少年や子供の参加を制限するものではなく、当然に参加する権利を有しているというふうに考えております。先ほど例として、中学生の参加というものがおっしゃられましたけども、その前日に長期総合計画に係る未来カフェというものも行いました。その場にも高校生が参加をしていただきました。熱く町の未来を語っていただいたというふうな状況で、私も参加しながら、してよかったなと思っております。そういういろんな機会を持たせていただきながら、参加をしていただくというふうなことを考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 未来カフェにも参加していただいたということですけども、権利として明記するかどうかがというのが非常に重要だと思うんです。このニセコ町の例をたびたび言いますが、ここでは、きちっと権利として条文に入っています。それは年齢に応じた参加の形態が必要で、それぞれ。その意見は町の重要な財産になるという考えから、参加の権利を保障したそうです。そして、ここからが問題です。具体的なシステムづくりとして子供まちづくり委員会や子供議会を正式な町の組織として位置づけている。その未来カフェにやってきてくださいよ、こういう取り組みがあるから来てくださいよということじゃなくて、きちっと毎年、そういう委員会や議会を子供たちと開いていくというふうに規定をしていく。そこが大事なんだということなわけです。北広島町としても明文化できないですか。きちっとした権利として保障する



ということで、制度にもつながる条文になることはできないものかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 制度として明文化するかどうかということでございますけれども、これにつきましては、これから内容を詰めていくことでございますので、研究をさせていただこうと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、当然にある権利ということは念頭に置きながら、進めさせていただきたいと思っておりますし、どういう形態で参加をしていただくのかということ、これにつきましても、まずは先行事例もございまして、これまでの取り組みもございまして、そこら辺を参考にしながら、参加の形態は考えていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 明文化を、そういう考えならば入れてほしいと。次に、協働という言葉が先ほどの答弁にもありました。これについて伺います。先日のまちづくり総合委員会において、町からまちづくり条例のキーワードは協働というふうに説明がされました。構成案でもたくさん使われています。しかし、この協働という言葉がどうなのか。例えば、こういう言葉が財源が乏しいため、行政から住民へのさまざまな負担転嫁というような意味合いで使われることが多くなっているという点があります。ニセコでは、この協働という言葉をやめて、そのときどきの文章ですけども、例えば自治という言葉を使ったり、誤解のないようにしています。議会でもたびたびそういう言葉がありますし、私が聞いても、何か仕事を押しつけられているような印象を受けるという意見もありましたので、町長の所見を伺っておきます。お願いします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 言葉の定義については、きちっとしたもので進めていくということになると思いますが、決してこの協働のまちづくりというものが住民の皆さんに仕事を押しつけるというようなものではありませんので、ニセコの場合、どういう背景があったのかというのはわかりませんが、言葉の問題であります。一緒になって、いいまちをつくっていきましょうという根底でありますので、よろしくをお願いします。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） そういう意味だと思うんですが、受けとめる側としてそういうふうに思う。私も以前からちょっとひっかかったわけですが、そういうのあるので、ぜひ調べてみてほしいと。次に、予算編成の過程について伺います。予算編成は、住民が納めた税金をどのように使うか。住民から任されたものとして、とても大事な仕事です。ニセコでは予算編成過程の透明化のため、予算の編成方針の職員説明会を完全公開し、町のインターネット中継システムで実況中継しています。さらに、町長による各課予算ヒアリングも公開し、予約なしで町民が傍聴できるそうであります。ここまで情報を公開し、住民の参加で一緒に予算をつくっていくことについて、町長の感想を伺います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） まず、本町の現状でございます。例年の当初予算編成スケジュールでございますけれども、前年の夏ごろから各課次年度以降の政策協議を踏まえまして、予算編成方針の決定並びに財政推計に基づく基本方針など、予算編成の説明会を経て、各課からの予算要求の取りまとめを行っております。その後、財政課、副町長、町長査定を順次実施した上で、最終的な予算案を決定してございます。本町におきましては、この予算編成作業の中継の公開はいたしておりませんが、町政懇談会や町長対話室などにおきまして、住民の方のご意見、ご

要望をお伺いし、予算への反映に努めているところでございます。他の市町の先進的な取り組みも参考にさせていただきながら、開かれた町政の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 町政懇談会では細かいことは話ができませんし、そこで、町がこういうことを考えているという、事細かく聞くこともできないんじゃないかと。やはりここまで公開していくということについての内容をぜひ理解をして、今後の条文考えるときに、議論するとき大いに参考にしてほしいと。議会に対しても編成段階からの説明というのはなかなかありません。やはりどこまで公開できるか真剣に伝えられるか、一緒に物事を考えていく。口だけじゃなくて、行動も示してほしいと思います。次に、公約に住民投票というのがありますが、条例に明記するつもりでしょうか、伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 住民投票でございますけども、これにつきましては、まず考え方、住民投票という決定行為があるというふうな考え方は規定することがあるかと思っております。詳しく、もし規定するとすれば、また別の条例なり、そこで規定するようになろうかと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） ということは、条文には、その住民投票という言葉も入るといふふうに理解させていただきます。具体的には当然住民投票条例というふうになると思います。次に、行政の役割と責務というのが構成案にあります。ここでは、職員について、住民とともにまちづくりを推進していくとの意識を持ちといふふうに表現されています。具体的には、どういう役割を持ち、どういう仕組みを考えているのか伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 職員は職務の遂行に当たって、住民の姿勢に立ち、住民とともにまちづくりに携わっていくものと考えております。具体的な役割、仕組みにつきましては、この条例の策定の過程におきまして、それぞれの役割分担というところを明確化、共有化する中で、具体的なものを考えていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） これからということですが、町の職員の皆さんはまちづくりの専門スタッフです。だからこそ、職員の皆さんの持ち得る能力を積極的に提供し、コミュニティ間の連携を助けるなど、その役割を十分発揮できるようにしなければならないと考えます。そこで、前回一般質問で、町職員が担当地域を持ち、住民と一緒に将来ビジョンをつくり、住民と行政が二人三脚で住み続けられる集落をつくることは、この地域にとって大変重要だということ指摘しました。そこで、伺いますが、この地域担当制について導入する考えはありますか、伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 職員の役割、あるいは行動すべき指針なり具体的なものにつきましては、先ほど、これから具体的に考えていくというふうなことでご説明いたしましたけども、今考えているまちづくり条例の中でも、職員の携わり方、これについては責務等も含めて踏み込んだものの条文になろうかと思っております。その携わり方が職員担当制というふうな形になるのか、そこは、これからの議論でございますけども、職員がしっかりその役を担っていくというふう

なことで具体的な携わり方を考えていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 具体的なことも、これからですが、やはり担当制をつくって職員が住民の近くに来るということは、やはり身近な町職員、頼りになる職員として、住民からは大歓迎されることは明らかであります。真剣に考えてほしいと思います。それで、政策決定をする前の段階の説明ということも言いましたが、これは条例です。条例というのは法律ですから、これをつくるときの手続について伺います。ニセコ町では、このまちづくりに関する条例をつくったり改廃するときには、この過程において、町民の参加を図って、町民の意見を聞くということも明記しています。それで、その賛否や理由を広報紙等で公表しなければならないとしています。議会に条例の議案を提出する際は、住民参加の状況を明示して提出しており、参加がない場合も理由を明記しています。案の段階で、町民の意見をしっかり聞き、それがないと議会にも提案しない。そこまで徹底した住民参加を貫いています。このような手続についてどのように思われるか、伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 条例の制定等の手続でございますが、現在、この条例につきましては、まちづくり総合委員会、こちらのほうに諮って意見を求めているところでございます。ここで、ご意見をいただきながら、案を策定し、その後、パブリックコメント、あるいは町政懇談会での意見を聞いてつくり上げていきたいというふうに思っております。また改廃につきましても、同様に何らかの手段で町民の意見を求めて改廃等進めてまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 委員会にぜひ諮ってもらって、議論してもらいたいわけですが、このニセコでは、条例についても、まちづくりに関する、当初は重要な条例ということで枠を決めてたんです。ところが公開しないことがどんどんどんどん多くなったから、この重要なのを取っちゃった。だから、まちづくりに関する条例は、全て事前に意見を聞くというふうにしたんです。そこまで重要な手続に高めている、この水準をしっかり理解をしていただいでほしいと思います。もう時間がないので、最後になりますけども、今、多くの自治体では財政が厳しい。先ほどからもありました。だけでも住民の要求というのはたくさんあります。何を優先順位としていくのか、その決め方が必要になってきています。何でもできるものじゃない。さらには行政だけでまちづくりを全て引き受けることもできなくなってきています。ですから、どういう形で、この仕事をしていくのかということを決めるのですが、行政だけで決めるんじゃないくて、しっかり住民の皆さんの意見を聞いて行う。さらに住民の意識も行政に積極的にかかわって意見を述べたい、この変化が起きていることも事実です。こうした中で、住んでいる人々が誇りを持ち、活気あり、ゆとりと豊かさが実感できる、そして北広島町の町民であることに喜びを感じるまちにするために、これが必要だと。そのためにも住民が主役となって、行政と一緒にまちづくりを進めることができるまちづくり条例にしなければならないのではないかと思います。その多くの自治体では、議会との関係も触れています。今回も構成案に入っています。しかし北広島町では、4年間の議会での議論を踏まえ、昨年3月に議会基本条例を制定しているので今回は触れませんでした。きょうの一般質問の中で、幾つか聞きましたけれども、例えば行政の情報は町民のものなのかどうか、これは基本的にそうだという認識で一致しました。予算書については、他市町の先進例を見て考えていこう。公文書管理もぜひ研究して

いきたい。会議の公開等も同様であります。会議、委員会等の公募、さらには、子供たちの問題、職員の地域担当制なども非常に重要なポイントですけれども、まだ条文ができていないわけじゃないんで、具体的にこうしますという答弁はなかったですけども、ぜひその点をしっかりと踏まえていただいて、まちづくり総合委員会との議論、まちづくり総合委員会だけではなくて、多くの住民が、今北広島町でまちづくり条例というものをつくっているんだな、一緒に考えているんだな、私もできるだけ意見を言いたい。そういうことで多くの人たちの関心の中で、このまちづくり条例、北広島町の憲法となるべき条例を仕上げていく必要がある。そのためにも議論を開始していく必要があると思ひまして、きょうの一般質問行いました。そういう点を踏まえて、全体としてどのように進めていくのかを最後に町長の考えを伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） このまちづくり基本条例は、一番基本となる条例であるべきだというふうに思いますし、とても大切なものだというふうに思っております。ある意味、当たり前のことの部分も随分あるかもわかりませんが、改めてそういったところから整理しながら、住民自治、住民参加、協働のまちづくり、そういったものを進めていくものになるというふうに考えております。私の公約の中にも入れておるわけでありまして、これを出発点として、最初から、ニセコ町のお話がありましたけども、そこと同じレベルにはいかない部分も出てくるというふうに思っておりますけども、町民の皆さんと、あるいは議会の皆さんと行政が一緒になって前進をしていく出発点の条例にしていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） これで美濃議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。2時30分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 21分 休憩

午後 2時 30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 9番、中村、これから事前に通告しております大綱2問について質問させていただきます。まず、1点目は、個人情報保護法と情報開示の見解をお伺いいたします。個人情報保護法は、個人情報を保護しながら有効に活用するための法律であり、元来、隠すための法律ではありません。活用面において情報開示と個人情報はセットであり、個人情報を扱う時点で、その目的を吟味した上で、開示する側もされる側も、お互いの立場や利用目的等を正しく判断し、確認するという作業を怠らなければ恐れずに済むものと考えられます。個人情報が含まれるからといって、全ての開示に水を差すようなものであっては本末転倒であります。しかしながら、現実には開示請求に対し、偏見と法律の趣旨を拡大解釈し、プライバシーの問題と混同し、情報を漏らしたら大変なことになると必要以上に敏感になり、正しく判断できないのか、担当部局において開示されない事例もあるのではないかと思います。そのほうが担当

者も安心だし、保身に走れば、なおさら、そんな対応になるのではないかと感じております。そこで、次の点についてお伺いいたします。1点目は、本当に保護されるべき個人情報と広く公開され、共有すべき情報について、基本的な考え方について、全課全職員に対し、統一したものが示されているのかどうかお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） まず、個人情報の基本的な考え方といったご質問でございます。個人情報の適正な取り扱いといたしましては、個人の権利・利益を保護することを目的とすることから、情報によって特定の個人が識別され、または識別され得るものにつきましては、その情報の保護に関して措置を講ずる必要がございます。そのほか、職員が職務上作成し、または取得した個人情報を組織的に利用するものとして、行政が保有している情報についても同様というふうに考えられます。情報を公開し、住民と共有すべき、または共有可能な情報といたしましては、これまでもご説明をさせていただきました、このこととは逆に個人の権利・利益が保護され、情報によって特定の個人が識別される、または識別され得るものを除いた情報、公開されるものは、その個人情報を除いた情報といったこととなります。施策の企画推進に当たっては、住民の方との協議、議論の中で、可能な限りの情報を広く収集し、その情報をお互いが共有することにより、議論が高まり、施策の実現につながっていくものと考えております。ルールはというご質問でございますが、条例の中にも北広島町個人情報保護条例、それから、先ほども出てまいりましたけれども、北広島町情報公開条例といったものがルールといえはルールに当たろうかと思っております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 一定のルールは決めてあるということですが、これを運用するのは、それぞれ担当者で、職員であるわけですが、この末端の職員に対しての履行といいますか、この規則の厳守といいますか、その辺の運用面についての周知徹底は職員協議でやられているのかどうか、どういう方法で、職員に対しての周知を図られておるか、お聞きいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 情報公開でありますとか、個人情報の保護に関しましては、これは条例、それから取扱規則等で定めておりますので、職員といたしましては、当然守るべきものと考えております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 条例で定めたり、いろいろの規約と同じように守るのが当然という形で、あくまでも職員を信用して、これに対する勉強会といいますか、周知のあれは図られていないのかなというような感じに受けとめさせていただきましたが、それでいいんでしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 事務の流れといたしましては、情報公開請求等につきましては、総務課のほうで窓口として受付をさせていただいて、それから担当課にそれぞれの情報についての開示、それから非開示も含めてですけれども、その両方で判断をさせていただいております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 次、2点目ですが、洪水、土砂災害等発生時に対するハザードマップ保存版については各戸配布されておりますが、これ以外にも非常事態は、いつ、どこでどんなことが発生するかは予想できないのが実態であります。そのときに当たり、災害弱者、要援護者等と

避難支援者等がうまくマッチングしなければ、自助・共助・公助がうまく機能しないのではないかと考えられますが、これらの情報開示については、それぞれ担当者を含めて、その周知といえますか、この辺の開示が現状どうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 平成23年の東日本大震災で障害や高齢による避難情報や避難行動のおくれから、多くの障害者や高齢者の尊い生命が失われました。それを踏まえまして、障害者、高齢者など自力で避難することが困難な人を避難などの手助けを地域の助け合いなどで素早く安全に行うことができる支援体制づくりを進めるため、平成25年に災害対策基本法の改正が行われまして、全国の市町は、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。その名簿の提供については、災害対策基本法により、本人の同意が得られた場合のみ、平常時から、警察、消防、自主防災組織、民生委員等の避難支援者へ提供できるとされております。また、災害が発生し、また、発生するおそれがある有事の際で、支援が必要な方の生命、身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援などの実施に必要な限度で、本人の同意の有無を問わず、名簿を避難支援者へ提供できるとされております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 25年時点で、名簿作成義務が付けられたということで、それぞれ災害弱者といえますか、要支援者といえますか、その辺の分の名簿はできているということでしたので、これは3点目の質問にも該当しますが、そういうことになりますと、民生委員、あるいは区長さん等の要職につかれて、災害時はもとより、日々の生活においても、その集落や地区内の安全確保、維持運営にとご尽力、ご活躍されておられます方々に対しても、こういう情報は開示されているのか、どの辺の範囲になっておるのか、あわせてお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 民生委員児童委員は、生活支援活動に取り組む際、個人や世帯に係る細かな情報を把握しないと適切な支援が行えないことがあります。こうしたことから、民生委員児童委員には、活動の円滑な実施のために年1回住民基本台帳を閲覧していただき、担当地区の世帯状況を確認していただいているところです。他の個人の情報に関しましては、個人情報保護の観点から、一律に開示することはしておりませんが、民生委員児童委員が支援活動を行う個別案件につきましては、その使用目的、内容、範囲などを吟味し、その活動に支障を来さない範囲で対応しておるところでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 特に私が気にしておりますのは、民生委員さんがその集落なり担当地区を歩く場合もなかなか情報が得られないのですよという声をよく聞くものであって、いざ自分の仕事のためにというときに困るというような話も聞いておったので、あえてここで質問させていただいたわけですが、最小限度の情報は民生委員さんにも伝わっておるということですので、災害時についても、それに順応したそれぞれの職務を遂行し、弱者等についての支援もされるものと安心しました。4点目ですが、数ある年中行事の中でも、特に町民の関心事行事として、私は消防の出初式、あるいは入学式、卒業式、成人式等があると思っております。これまで、これらの行事につきましての名簿は全て一般公開されておりましたが、その中から、なぜか成人式だけは、平成27年度から対象者のみに特化した、一般参列者には非公開となっておりますが、その根拠についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 成人式を担当します生涯学習課からお答えいたします。個人名の無条件な公表を控えるという昨今の情勢に鑑みまして、平成26年度、ですから、27年去年の1月の成人式から一般の参加者には名簿を出しておりません。成人式参加者名簿につきましては、特に非公開の根拠があるわけでもありませんし、逆に公開の根拠があるものでもありません。申請時に、該当者にもさまざまな事情や思いもありますし、本人の意思が最も尊重されるべきと考えますので、今年からは、成人式の出欠を問う各人宛のはがきに公表のよしあしを確認をさせていただきまして、了解のあった方のみについて、その名簿を公表したいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 考え方といたしますか、視点の違いかと思うわけですが、その消防出初式、入学式、卒業式、それらについても公表してもらいたい人、あるいは、してもらいたくないというような個人的な認識といたしますか、感情はあるかと思いますが、一つの事業、行事として広く皆様に公表するといいますか、参列していただくときに、この範囲をどこに捉えるかということ、特に今の回答では、成人式の出欠者に対して、公表してもいいという人に限り公表するというような、何か一本化しとらんような、それじゃ、その都度その都度、年度ごとに違ったり、何人おりますが、そのうちのこれだけは名簿に載りますよというような部分で、何か統一したものが、個人情報絡みになるかならんかということとあわせて一本化したような事務の取り扱いといたしますか、この名簿の作成についての取り組みはできないのでしょうか。拡大解釈すれば、消防出初式、あるいは入学式、卒業式にとっても、そういう解釈も逆にいえばできるんでないかというような反対の論法も成立すると思いますが、この辺について、統一した成人式における名簿の公開という部分について、統一した見解ができませんのでしょうか。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 消防出初式のことについては、ちょっとわかりませんが、卒業式、入学式等の名簿につきましては、これ該当の保護者の方へ確認をとって、確認の上で出させていただいているというふうになってます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） ちょっと確認しますが、今の回答では、入学式、卒業式についても、その対象者の保護者の了解をとって、今までもずっと名簿は公表されていったということで解釈していいんですか。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） この件につきましては、先ほど課長も答えましたように、特に非公開、公開の根拠というものがあるものではございませんが、特に学校教育活動、学校におきまして、保護者の希望によって、名簿を作成しないという学校もこれまでにございました。ですから、今おっしゃいましたように、統一的なことについて、今後検討していく必要があるというふうには考えております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 公開の根拠はないということで、今からどうしていくかということについては、検討していくということですが、成人式について、広く参列された方も、今まで出とったのがないということで、誰がうちの地区で成人されたんか、おめでどうの一つも言えんのだ

というような、該当者以外の町民の人からも声があったということですので、この辺についても、その人が言われるように、全く、うちの集落に成人式を今年迎えられた方がおっちゃったらしかったが、私らいつそわからんかったというような部分もあるという意見もここで申し添えておきますので、検討の中に入れていただきたいと思います。次、5点目ですが、情報公開条例に基づき、情報公開請求に対するこれまでの処理実績があるのかなのか、あった場合は、どれだけの実績があったのかについてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 情報公開請求に基づく情報公開の実績といったご質問ですが、平成27年度で公開請求が14件でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 14件公開請求があったということですが、広く一般論で申し上げますと、情報公開請求に対して黒塗りにして開示したということがよく報道されておりますが、黒塗りというのは、すなわち不開示ということでもありますが、この14件の中では、そういう不開示として、一部だけ公開したというような部分があるのか、この14件は全部公開というような扱いだっただのか、この辺についてお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 一部ですが、部分公開といったものが14件中4件ございます。いわゆる黒塗りというふうになりますけれども、これは個人情報、個人の住所氏名でありますとか電話番号でありますとか、そういった類となります。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 黒塗りにして公開されるということは、今のような条件でされるということですが、これをチェックするといいますか、こういう黒塗りの状態で開示するという点については、それぞれその担当課の範疇の中でやっておられるのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 先ほども答弁させていただきましたけれども、情報公開請求の受付は総務課でございます。それから担当課が直接的な事務を行いまして、それからまた総務課のほうでチェックをさせていただいて、総務課で公開をしていくといった流れとなっております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） これに関連して、本会議の初日に全員協議会がありました。そこで、報告事項の中で、北広島町行政改革大綱の取り組み結果という報告事項の中で、北広島町行政改革大綱、体系及び達成状況という説明の中で、3点目に、地域活動の推進ということで、（2）情報公開の推進と透明性の確保ということで、実施計画数が5つで、実施済みが5ということで、達成率100%という資料がありました。この内容についてお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 行政改革大綱の中の地域活動の推進の中の情報公開の推進と透明性の確保といった、この中身について、ですから、町が持っている情報を公開していくといった、推進していくといった中身になるかと思えます。一番最初に書いてありますのが、ホームページを利用した各種の申請様式のダウンロード化の推進、それから地域町政懇談会のより効果的な運営方法の検討、それから行政情報の発信、きたひろネットによる議会中継、最後に各種団体



の活動状況の提供といった、こういったことを広く情報公開を推進していこうといった中身で  
ございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） それで、先ほどの情報公開があった時点で、14件を公開したということ  
ですが、断った案件はなかったんでしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 非公開はございません。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 情報公開につきましては、徹底した透明性の高い自治体運営を実現するこ  
とは住民の知る権利を保障するだけでなく、信頼される行政運営をするためにも必要であります  
ので、これからも、できるだけ情報公開に向けて積極的に進んでいただきますようお願いを  
いたしまして、2点目の質問に入ります。2点目は、農業振興策を問うということです。疲弊  
した中山間地の経済活動の活性化のためには、まず、基幹産業である農業が元気になることが  
2次、3次産業の発展につながるものと考えられます。このことを踏まえて、ただ、国のメニ  
ューをなぞるだけでなく、農業分野においても抜本的に見直し、行政区分にとらわれず、知恵  
を出し合い、地域全体の活性化にいかなる道筋をつけるかが問われております。そのためには、  
稼げる北広島町農業の実現を目指すべきであります。特に米の生産調整が、減反ですが、20  
18年産から廃止されるのを念頭に置き、農業者が将来に夢の持てる農業、農村づくりを進め  
て、安心して持続可能な経営ができるような施策が求められております。北広島町産ブランド  
米の再構築はもとより、飼料用米や加工用米等非主食用米の生産と、麦、大豆等の戦略作物を  
バランスよく生産することで水田をフル活用する、そして地域の担い手の育成や飼料用米など  
の作付拡大と流通、販売体制の整備を進めていくことが大切であります。そこで、平成28年  
度経営所得安定対策水田フル活用について、次のことについてお伺いいたします。1点目です  
が、平成28年産米数量配分とその実績についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 平成28年産米数量配分と、その実績について農林課からお答えします。  
経営所得安定対策に係ります平成28年産主食用水稲作付目標面積でございますが、町全体で  
は2046.5haで、水稲作付面積は、7月31日現在で1927.97haとなっております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） これは実際の面積、転作率と目標面積と実面積との率はどうなりますか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 作付率でいうと、94.2%でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 94.2ということですので、水稲作付面積については、かなりの成果であ  
ると私は考えております。2点目ですが、それ以外に生産調整ということでの面積配分があり  
ますが、この生産調整作物別の面積についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 7月31日現在の集計で、主な作物についてお答えします。非主食用米  
の加工用米については112.63ha、米粉用米34.41ha、WCS用稲64.1ha、

飼料用米56.92haでございます。その他、麦については78ha、大豆は18.25ha、そばは54.8haとなっており、昨年の実績と比べますと、米粉用米、大豆が若干減少しましたが、その他の作物は増加の傾向にあります。町としましても、非主食用米、麦、大豆などの戦略作物を積極的に推進し、水田のフル活用を進めてまいります。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 主な作物についての今面積が回答ありましたが、これ以外に生産調整面積として自己保全管理田、あるいは調整水田等に当たります転作面積の総数と、この自己保全と調整水田とのバランスはどうなっておりますか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） まことに申しわけございません。手元に資料が今持っておりません。後ほど回答させていただきます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは後ほど自己保全、調整水田と、それぞれの面積については後ほどお伺いいたします。3点目ですが、人・農地プランに係る農地中間管理機構活用による農地集積率の推移についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農地集積のための総合的な対策としまして、平成24年度から全国で推進しています人・農地プランで位置づけされました中心経営体への農地集積率の推移についてお答えします。平成24年度は、町全域で8.1%、平成25年度、10.7%、平成26年度35.1%、平成27年度36.1%の農地集積率の推移となっております。今後の見通しとしては、平成32年度には町全体として45%を目標としており、平成28年度人・農地プランによる中心となる経営体への集積見込みとしましては、昨年、法人設立の才乙と中原の集積面積が増え、町全体で38%の農地集積率が見込まれております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 順調に集積率が上がっているということで、本町の農業についても担い手等中心の確保ができておるということで、さらなる農地の集積を含めて農地の保全にもできると安心しております。4点目ですが、先ほど、自己保全管理田あるいは調整水田についての面積は後ほど報告するということでしたが、この生産調整の中での作付地とあわせて耕作放棄地というのが発生しておりますが、これらの管理と解消策について、どのように考えておられますか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 耕作放棄地については、北広島町農業委員会で、本年8月から10月末にかけて、農業委員による農地利用状況調査、農地パトロールでございます。とあわせまして、荒廃農地調査を実施しております。平成27年調査によると、昨年12月末時点の本町の荒廃農地面積は80.7haで、このうち再生可能と思われる農地が23.5ha、再生困難と思われる農地が57.2haとなっており、現状としては増加傾向にあると考えます。これは、農業従事者の高齢化や担い手不足、米を初めとする農作物の価格低迷など、集落を取り巻く農業環境が厳しくなっているものと思われます。荒廃農地の再生可能と思われる農地を利用するためには、荒廃農地の現状を的確に把握するとともに、所有者と引受手との調整や、再生作業のための関係者間の調整等の取り組みを推進する必要があります。まず、集落ぐるみで話し合

いや取り組みが求められると思います。そのためには、集落単位での話し合いをもとに、地域農業の中心となる経営体の農地利用集積、新規就農者の定着等に関する集落の将来ビジョンを取りまとめます人・農地プランの具現化を町としても推進していきます。また、農地の有効利用の促進を目的とする農地利用状況調査の結果を踏まえ、再生可能な農地の所有者への意向調査などを進めるとともに、農地借り受け希望者のニーズを把握し、両者のマッチングによる荒廃農地の低減を促進していかなくてはなりません。これには集落において集積する面積の目標を設定していただき、これに向けて、農地の集積、集約化を図った上で、農地中間管理機構等の活用も一つの方法であると思います。また、荒廃農地の発生を未然に防ぐために、中山間地域等直接支払いや多面的機能支払いの制度などを活用し、地域が力を合わせて発生防止に取り組むことで抑制されると考えております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 耕作放棄地については、これまでも農業委員会を中心に調査されておりましたが、今年もきたひろネットのほうでも放送されておりましたが、農地パトロールをして、その面積を把握して歩きよるといふ放送もありましたが、この実態をつかんで、そこからどういう仕掛けを起こして、その耕作放棄地を少なくしていくかということが一番の問題であり、現状は把握したけど、そこから先は踏み込めないよというんでは全く解決しないわけですが、農地集積にしても、あるいは中間管理機構へ預けるにしても、耕作できる水田の状態でない、こういう中間管理機構なり農地集積の事業は成功しないということですので、まず、その耕作放棄地をどのようにするかということについては、先ほどの農林課長の話では、人・農地プランとあわせて推進していくという説明でしたが、農業委員会としても、どういう考えのもとに、この面積を調整されているんだろうかなというのが、ちょっと私としてもわからんのですが、こちらについては、両方がある程度連携を深めながら、耕作放棄地を解消するということが必要であり、そういう取り組みはされていると思われま。それとあわせて、現在、耕作放棄地が繁茂しておるといいますか、かなり面積を埋めておるといふ、その隣には水稲作付されておるといふような現実もあるわけですし、病害虫の発生とか、あるいは、その事故防止からも、そういう現実を踏まえて地権者に対しての啓蒙といいますか、改善に向けての取り組みというのは、どういう取り組みをされているのか、お聞きいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 今回、この調査をして、再生可能な農地については、農地の所有者の方に農地の利用状況調査を行います。それに基づいて、その農地の所有者がどのような思いを持ってらっしゃるかを確認させていただくようになると思います。その結果をもって、農地中間管理機構へ預けるよというような回答があれば、それを通じての農地の貸し借りについて進めてまいります。それと、例えば農地の中に雑草が繁茂している、もう何年も使われてないような農地があります。それについては、その農地の所有者の方に連絡をとりまして、草刈りについてのお願いとか、そういうことを今やっておるような状況でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 耕作放棄地についても管理はされているということですが、この対象者名簿といいますか、この辺については、農林課で作成されているのか、それとも農業委員会が農地パトロールする中で、この分については、もう復田できんとか、これは可能だというような位置づけがなされたものを農林課として名簿に作成しながら、それぞれ所有者へ対して応分の管

理方法等についての情報なりお願いをされておるのか、この辺の名簿の作成に係る手順というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農業委員さんが現地に出られまして、地番が明記した地図を持ってらっしゃいます。大体農業委員さん、地元の方が多くいで、大体この田は、ほぼ完璧に農地の所有者というのとはわからないんですが、例えば法人とかがつくってるとか、個人農家さんでも所有者等がわかるときもありますので、一応地図上の地番で土地の所有者を確認し、それを名簿をつかって、その名簿に基づいて、利用意向状況調査をしているような状況でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 特に耕作放棄地の所有者については、いろいろな人の話を聞くのに、もう相続登記とかいう形で、遠いとこのほう行っておられるし、害虫が発生して、どうもならんのだが何とかならんのだらうかなという話もよく聞くもんで、この辺について、その所有者の追跡調査をしながらでも積極的な取り組みをされていかないと、優良農地で水稲なり、あるいは転作作物等をつくっておられる方々に大変な迷惑がかかって、病虫害発生等により苦慮されているという実態の中から、できるだけ耕作放棄地の所有者に対しては、最良なる取り扱いといたしますか、管理について積極的に行政のほうからも通達していただきたいと思っております。5点目ですが、中心経営体組織設立に向けて、個人あるいは法人、集落営農組織等について、積極的に取り組まれておりますが、今年度新たな設立に向けての取り組みの地区なり、あるいは個人がおられるのかどうか、この辺についての見通しがわかればお聞かせください。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 本町における集落法人数は、昨年度2法人が設立し、現在32法人となっております。また、地域営農集団は125組織の状況となっております。本年度、集落法人設立の新たな動きはありませんが、町内から、何件かの問い合わせがある状況でございます。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 生産調整の作物集計表でございます。自己保全管理については、284.52ha、調整水田にあつては26.61haでございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） そうすると、自己保全管理が284.52ha、調整水田26.61haということで、転作率というのは、結局どうなるんですか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） まことに申しわけございません。転作率は、今ちょっと手元に資料がございません。また後ほど回答させていただきます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 確認しておきますが、生産調整面積というのは、この調整水田あるいは管理田も含めてのあれになるんだろうと思うので、これを含めて何haになるか、そこから転作地が出るとしますので、この辺について後ほどお聞かせください。以上です。

○議長（加計雅章） これで中村議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、13日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 17分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~